

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 3 号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 4 号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 3 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 3 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 財産の取得について
- 日程第 17 議案第 14 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 同意第 1 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 2 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 3 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 5 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 6 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 議案第 15 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 16 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 17 号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 18 号 東白川村常勤の特別職職員の令和 4 年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 28 議案第 19 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 20 号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

- 日程第30 議案第21号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第31 議案第22号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第32 議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第24号 令和4年度東白川村一般会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和4年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 令和4年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第38 議案第29号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第39 議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	保健福祉課長兼 診療所事務局長	河田孝
診療所事務長	安江輝彦	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和4年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和4年3月9日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和3年11月分、12月分及び令和4年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和3年11月分、12月分及び令和4年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和3年12月21日及び令和4年1月25日、2月22日。

3. 検査の結果 令和3年11月末日、12月末日及び令和4年1月末日における上記会計の予算の執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員の派遣を説明いたします。

今回は今後行われる派遣の予定が入っておりませんので、既に終わっている議長決裁によって議員を派遣したものの報告のみとさせていただきます。

派遣名、畑薙橋落成記念式典。目的、地域振興に資する。派遣場所、親田地内。期間、令和3年12月26日。派遣議員、桂川一喜。

以上の1件となります。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件の議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり承認されました。

お諮りします。議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任

をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

すみません、マスクを外してやらさせていただきます。

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、1番目、文化財の保護及び保管に関する件について、2番目、ツチノコに関する記録映画の完成と上映とその応援について、以上の2点につきまして質問させていただきますので、よろしくお願いします。

東白川村には各種の文化財があり、その時代の人々の手によって大切に守られて、研究をされて今日に至っています。現在では、村の教育委員会や文化財審議会が文化財の指定や研究をされています。そして、一般の方々に公開をされています。

一方で、民間にも貴重で重要な資料もたくさん見受けられます。江戸時代末期まで旧神土村の庄屋を務められました安江家にはたくさんの古文書等があります。

それでは、第1の質問に入ります。

旧神土村の庄屋家に関する件で若干の質問をさせていただきます。

神土平の庄屋は、安江家であります。安江家の歴史は古く、嘉慶2年ですから、約700年前に安江佐右衛門尉正氏が村雲、柴田を伴って神土村に入り、安江家の元となったとされています。

安江氏の先祖は金沢市の藤原系であり、木曾義仲の平家との北陸の戦いに従い、このことは源平盛衰記にも出てきます。合戦では平家には勝利しますが、京の都での行いをとがめられ、今度は源氏からも追われる身となり、三重・伊勢の大杉谷に隠匿したとされており。

その後、約100年の後、3代目となってから、元石川時代の同族である岩村城と苗木城を頼り、やがて神土村に入り、安江姓一族の元となったと言われています。

この後、安江一族はとても栄え、最盛期には、東白川村、白川町、お隣の加子母村で合わせて約700軒を数えました。

その後、江戸時代に入り、安江家は、苗木藩の庄屋を代々務められました。当時の苗木藩から出

た書状が数多く保管をされています。

安江家は、現在は関西で活躍をされてみえ、家屋や敷地等は親戚の方が善意をもって管理をされています。しかし、今は元気であられますが、高齢と言われる年も近くなり、その資料の保管についての相談を受けました。

例えば、東白川村での保管をお願いされた場合、村ではたくさんの数の古文書等の資料を分別・仕分をして、必要なときに使うことができるでしょうか。この件につきましての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

村には、平成7年に設置しました民俗資料収蔵庫として古いもの館があります。この施設は、東白川村の歴史、学術、民俗の資料を収集・保管及び一部展示をしております。

展示につきましては、御存じのように近代以降の民具や村の風景の変化等を示す写真パネルが中心になっており、残念ながら江戸時代以前の歴史的文献については展示がほとんどございません。

御質問をいただきました古文書等の資料を分別・仕分をして、必要なときに使うことができるかという点に関しまして、正直なところ、村が所蔵する古文書に関し知識を有する学芸員を配置しているわけではございませんので、専門的な知見により分別・仕分がされておらず、必要なときに書庫から出してきて閲覧ができるようなことにはなっていないのが実情でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

ちょっとお尋ねしますが、一応もしそういうお話があれば預かることはできるということでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

すぐ預かれるかどうかにつきましては、文化財審議会とか村の教育委員会の中で預かれるかどうかということを検討させていただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。分かりました。

ここで苗木藩の紹介を少しさせていただきます。

苗木藩は、現在の中津川市苗木に存在した、禄高が僅か1万石の全国でも珍しい城持ち大名でありました。

立藩は、慶長5年の関ヶ原の戦いで東軍にくみして武功を上げた遠山友政に当初は1万5,000石が与えられました。藩領は、旧恵那郡と加茂郡の一部であり、47か村とされていますが、旧恵那郡の付知、川上、加子母の3か村は裏木曾の良材を産するので、当初は幕府の直轄地でありました。

その後、尾張藩が代官を置いて厳しい管理をいたし、盗伐があれば「材木一本首一つ」とも言われたそうです。

加茂郡内でも久田見は尾張領であり、これはなぜかという、黒瀬港から上がる塩と、それを各地に運ぶ塩道が考えられます。そして、ところどころに歯の抜けたように尾張領がありますが、これは尾張藩の利益を考えての策であろうかと考えられます。

こうして苗木藩は、初代遠山友政から12代の遠山友禄までの約300年間を移封・転封による国替もなく、一貫して治めてまいりましたが、藩財政は苦しく、領民も藩の財政が厳しいことを知っており、一揆も起きなかったとされています。

次に、遠山資料館について少し述べさせていただきます。

苗木の遠山資料館は、中世・戦国時代から明治初期に至る苗木領の歴史的な文化遺産を保存、公開する資料館です。

旧苗木城主、遠山家から寄託された約3,000点の資料を中心に、武具や衣類、道具、文書などを展示いたし、そして年に何回かの特別展も開催されています。

明治2年8月22日に遠山友禄は、苗木藩知事として、旧越原村の名主、安江猶一郎方に泊まりました。役場の前の南無阿弥陀仏の四つ割碑など、廃仏毀釈の中心的な人物となった青山大参事も一行に含まれており、このときの酒宴の様子が画家によって描かれ、資料館に常時展示され、拝見することができます。

では、遠山資料館と東白川村の関わりを少し紹介いたします。

ここ数年間に行われた歴史講座には、当館の資料調査研究員の千早保之氏に講師をお願いいたしました。

また、令和元年10月13日には千早氏を中心に中津川市より10名ほどの研究会の方々がお見えになり、神土の旧庄屋村の資料を見られて、写真に保存され、現在は研究中とされています。内容は、苗木藩から庄屋に出された命令書のようなものということです。

もちろん、他の村にも当然そういったものが出ているはずですが、保管してあるのはほんの僅かであり、神土村の庄屋のものは量も多く、誠に貴重であるとされています。貴重な文化財である書籍を研究されているところに預け、スタッフの方々に解説をしていただき、差し障りのない部分を時代資料として出していただければ世の中のためになるのではと思います。

それでは、第2の質問に入ります。

苗木の遠山資料館には数名の職員がお見えになりますし、年間を通じた教室、研究会も開催をさ

れています。

そこで提案ですが、この資料館に預かっていただけたら、古文書も利用価値が大きくなり、よろしいのではないかと思います。この件につきましての村としての考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

村の指定する文化財については、現在17あり、そのうち古文書の指定は4つあります。これら4つの個人の古文書については村の文化財として指定しておりますが、管理は所有者にお任せしております。

平、安江家が現在所蔵されている江戸末期頃までの古文書の今後の保護・保管については、安江家の御判断にお任せするところであり、中津川市の苗木遠山資料館へ預けられることについて、村から何らコメントできるものではないと思っております。

ただ、村へ寄贈し、保管をお任せしたいとおっしゃった場合には、収蔵・保管はさせていただきます。ただし、調査・研究などの学術的なことになると、苗木遠山資料館に預けることが確実だと思っております。

村が貸し出し、返却等の保管業務を行うことならできるとも思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

いずれにしても、この問題につきましては、現在管理を任せられている方と、それから神戸にお見えの当家の方ということになりますので、その話がうまく進んだ場合のことです。今の教育課長のお話を聞きまして、いい方向に進めばいいなというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、次の課題に入ります。

ツチノコに関する記録映画の完成と上映、その応援について。

東白川村出身の今井友樹さんは神奈川県川崎市にお住まいで、記録映画の監督をされてみえます。工房ギャレットで、自然に学ぶ、自然を映す、自然と生きるを根幹とした作品を数多く手がけられ、その取材活動は広範囲であり、全国にわたるものです。

今回の作品はツチノコを題材とした映画であり、ツチノコの目撃情報でトップクラスの本村にとっては誠に興味深いものになると思います。

作品は2作になる予定であり、短編は東白川村の目撃談を集めたものであり、長編の作品は、約90分ぐらいになるとお聞きをしております。

現在もコロナ禍の中にあり、本村の最大のイベントとも言われる「つちのこフェスタ」がここ2年間ほど開催をされていませんが、この機会を捉え、村民の皆様をはじめ、全国の一人でも多くの

方々に映画を見ていただきたいと思います。この件につきまして質問させていただきます。

昨年の11月25日に今井友樹さんから電話がありました。内容は、親田の論所というところへ行きたいので付き合ってくださいとのことでした。その訳は、昔、その場所にはツチノコがたくさんいたという話があるので、ぜひ取材をしたいとのことでした。

地元の山に詳しい人に話すと、それは論所のもうちょっと下の奥屋敷平じゃないかと言われました。翌日、その場所に親田の方の案内で草が生い茂った道を登っていくと、なるほど石垣や家の屋敷跡が見えました。かつてはこの辺りから新集にかけては9軒ほどの家があり、山を開墾して桑を植え、養蚕業を盛んにやっていた時代があったそうです。今は木が生い茂り、当時の様子を知るすべはありませんが、北向きの立地であり、桑を育てるには条件もよく、この辺りならひょっとしてツチノコがいたかもしれないと思える場所でした。

平成元年に東白川村でのツチノコ捜索が始まりました。我が村は全国で目撃者が最も多いとのことで、テレビ局の取材も盛んとなり、次第に有名な田舎の村となりました。

当時の村おこし事業として、行政、集落の方々が一体となった一大イベントとして確立されました。

その後は、10年間ほど親田の方々を中心としてツチノコ捜索活動を行い、現在の水辺公園へと引き継がれました。

我が家にもテレビ番組から録画したものが2本出てきましたが、今井監督は第1回の立ち上がり当時の書き物や映像を探してみえます。30年以上も前のことですので保管されてみえる方も少ないのだと思いますが、御協力のほどをお願いいたします。

当時の映像には、「お笑いマンガ道場」の車だん吉や川島なお美さん、荒勢などがゲスト出演していますが、地元の何人かの蛇捕り名人が出てきて、彼らに負けない役者ぶりで、面白い話を聞かせてくれました。

また、地元の議員の方々は、本部席でいろいろと捕獲に関する指示を出されますが、なかなか堂に入ったものです。こんな面白い、興味深い催しが編集されれば、皆が楽しめるのではないかと思います。

それでは、第1の質問ですが、東白川村としての「ツチノコ」映画に対しての展開と応援体制について伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

「ツチノコ」映画、今井友樹さんが監督をされる映画についての応援体制等についての御質問がございました。

まず、今井友樹監督については、御案内のとおり、これまで第1作の「鳥の道を越えて」では、東白川村という名を映画を通じて世の人々に知らしめていただけたことは、本村にとって大変あり

がたいことだと感謝を申し上げておるところでございます。

そして、今作の「ツチノコ」では、再び村のイメージでもある、キャラクターでもあるツチノコを取り上げていただけたということで、村の名前が露出されることを本当にありがたく思っているところでございます。

これらの映画により、「東白川村」という名前が映画を鑑賞して下さった方々に認知していただけるということで、村が予算を組んでそれだけのPR効果を狙うということにしても、なかなか得られないものであるというふうにも思います。

この映画の作成については、実は数年前から今井監督から、私、御相談を受けておりまして、その一環としてがんばる地域づくり補助金を活用していただいて、今井監督から紹介していただいた伊藤龍平氏という学者さんですが、「ツチノコのいま、むかし」という講演会を平成30年度、村の中で行ったことは記憶にあるかというふうに思います。

また、美しい村づくり委員会のほうでも、「集落あるもの探し」で久須見にある目撃情報地の取材であったり、私も実はこの映画のためのツチノコイベントの歴史というようなところで、最初からの関係者としてインタビューを収録していただいております。

応援体制については、現在も引き続きお話があれば、必ずや応えたいというふうに思っておりますし、今お話がありました平成元年当時の民間にあります映像、あるいはCATVが保存している数々の映像、資料等は、既に今井監督へ貸し出しをして、御利用していただくようになってございます。

また、今後もリクエストがありましたことについては、できる限りの応援をさせていただきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま村長から答弁をいただきました。村は応援をするということで、非常に心強いお言葉と受け止めていきたいというふうに思います。

全国にツチノコ搜索イベントを開催しているところは何か所もあり、捕獲した場合の賞金もいろいろで、1億円から1,000万、または別荘が頂けるなど、様々な企画をしてみえます。

我が村は100万から始まり130万円ということで、ちょうど手の届くぐらいの金額であり、見つけたら100万円を持って家に帰れるというような夢が現実にあるのではないかとことを思います。

映画に関しては、一般的には興味があることに関しては見ようという気持ちが働きますが、そうではない事柄については集客がなかなか難しいということを言われています。ツチノコ搜索映画に関してはそうではなく、むしろ興味が津々で見たいという気持ちが湧くのではということ 생각합니다。それには、やはり上映前の宣伝が大切ではなかろうかということ 생각합니다。

そこで、第2の質問に入ります。

東白川村は、ツチノコに関してはある程度地名が知られているように思われますが、映画を通じて、さらにツチノコの村として全国に名前を覚えていただき、多くの方々の来村を願うものです。この件につきまして、東白川村としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをしたいと思います。

今、この質問をいただきまして、通告をされたときに、私も改めて、ツチノコ、東白川村でどういう位置づけであるべきかというようなことを深く考えることができました。それを踏まえて、少し御質問の趣旨よりも広げて御答弁を申し上げたいというふうに思います。

この質問の今井友樹監督による作成中の映画を通じて全国に東白川村のPRをしてはどうかという質問趣旨であると理解した上でございますが、今、申し上げましたように、コロナ前、2019年のツチノコ検索では、実は4,000人を超えるというような来場者があったということで、これはこれで考え直すポイントになったかなということもございました。当方の収容人数を大きく超える来場者で、課題も多く、イベントの在り方の見直しを余儀なくされているのが現状でございます。

また、新型コロナウイルス感染症も多くの来場者を受け入れるには大変な逆風となっておりまして、今、御質問の中にあつたように、2年延期というか中止をし、また先ほど申し上げましたとおり、来年度、令和4年5月のイベントについてもやむなく中止の決定を実行委員会がなされておるといふ状況でございます。

現在は、このイベントについては、おおむね1,000名程度の来場者が適正ではないかという考えで、内容を刷新して、今後の検索のイベントを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

このほか、つちのこ館の資料館も20年ほど歳月がたっておりまして、展示物も傷んだりして陳腐化しており、これも見直しの時期に来ておるかなというふうにも考えました。

そのほか、ツチノコ焼きであったり、SNSへの情報発信であったり、今、御紹介があつたように、現在でもテレビ局の関心が高く、そのための取材等があつたりするわけで、村の名前を全国にということについては非常に効果が高い事象であるかな、事柄であるかなというふうにも考えてございます。

これからは、このツチノコイベント以外でも、村内にツチノコをキーワードとして来村していただける取組というのも考えるよう担当に指示をしているところでございます。

以上は御質問の趣旨とはちょっと関係ないかもしれませんが、本来、本村におけるツチノコイベントを基本とした様々なコンテンツに対する私の基本的な考え方でございます。

さて、本題に入ります。

映画作成については、先ほど答弁したとおり、ここ数年来、監督と意見交換をしながら進めてまいりました。今井監督は、今までの「鳥の道を越えて」や「坂網獵」などとは違う題材で、今回、映画を作ろうとされておりますので、これに対する行政の関わり方は、少し慎重に考えなくてはな

らないと考えております。

今井監督とのメール等のやり取りで御意見を伺ったところ、今井友樹監督は、日本全国の地方がふるさとをテーマにいろいろな観光資源を生み出したものの一つとして、この村におけるツチノコを取り上げ、ツチノコそのものが妖怪から未確認生物に変容していく、この妖怪から未確認生物への議論、これは先ほど最初の御質問で答弁した伊藤先生の本等にも書かれており、伊藤先生の学説といえ学説と、民俗学的な見解というところがございますが、この妖怪から未確認生物に変容していく変換も交えながら農山村の戦後史をやりたい、こういうふうにおっしゃってございます。

今井監督に確認をしたところ、行政は資料の提供は協力をするんですが、これを行政主体で依頼して映画を作っていただくというような協力の仕方ではなく、監督自身がこの作品を通して東白川村に貢献したいという思いを強く持っておられます。

したがって、今まで述べてきたように、様々な協力をこれからも行っていきたいと考えてございます。

また、完成の暁には村の映画上映会での上映を望んでおられますので、このことも十分検討してまいりたいというふうに思いますし、監督は、全国での上映が始まったら、パンフレットに東白川村の名前を載せるとか、あるいはその映画館でツチノコグッズの販売をするとか、いろんな形を考えて村に貢献したいという大変ありがたい申出、お考えを伺っておりますので、引き続き、映画の完成を待ちながら協力をし合っていきたいというふうに考えます。

答弁は以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは村長による力強い御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

新型コロナウイルスもここ2年間にわたり第1波から第6波と、世界中を脅かし、なかなか手ごわく、終息の気配がいまだに感じられません。

また、ロシアのウクライナへの軍事力による侵攻など、明るいニュースがなかなか届きません。

そんな中であって、ツチノコ捜索探検は、夢とロマンがあり、根強い人気を持っています。この映画を作ってくれた我が村出身の今井友樹監督や、制作に御協力いただきました皆様方には、お礼を申し上げたいと思います。

東白川村をはじめ、全国の一人でもたくさんの方々に映画を見ていただくことを祈念しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

高齢者の外出支援について。

この地方ではマイカーの保有率が高く、移動手段に自家用車を使うのが一般的です。私たちの日常生活や社会参加には移動が必要ですが、過疎化の進む地域や過疎化の高齢者の多い地域では、採算が合わないなどの理由で利用できる交通手段が減少になっております。

この移動手段が失われてしまいますと、日常生活に不便が生じるだけでなく、自宅から出ない、閉じ籠もりがちな生活を送ることで社会参加の機会が大きく失われ、精神的に不健康な生活を送ることになってしまいます。

さて、以前、令和元年に高齢者の外出支援サービスについて質問をさせていただいたときは、これには健常者は当てはまらないという返答でしたが、それ以降、高齢者外出支援事業において、交通手段がない、もしくは虚弱な高齢者などに対する支援が行われてきていますが、現状はどのように取り組まれているのか、1つ目の質問です。

外出支援事業の対象者の範囲とサービスの内容はどのようになっているのかを質問いたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

最初に、令和元年12月議会において議員からいただいた質問については、免許を返納した人で、かつ健常者の場合、障害者対応の総合支援法、生活支援事業の移動手段のサービスを受けられるかとの質問であり、この事業に対しては、対象者が障害者手帳の交付を受けてみえる方となりますので、健常者の方は対象にならないといった答弁をさせてもらっております。

村で行っている外出支援サービスにつきましては、令和元年度と何ら変わってはおりませんが、対象者としては、要支援・要介護認定を受けている方、状態がそれに準ずると認められる方、65歳以上の高齢者及び生活弱者、以上の人のうち、原則として一般の交通機関を利用することが困難な方となります。

また、質問にあります健常者については、65歳以上の方であれば全てが対象者となります。

次に、サービス内容でございますけれども、外出支援サービスには大きく分けて3つのパターンがあります。決まった日に決まったコースを走る定期サービス、透析患者の通院も含めた村外の病院への通院等、中核病院通院支援、さらに完全予約制で個別に対応いたします買物・通院支援でございます。

主なサービス内容は、公的施設への送迎、医療機関への送迎、機能訓練教室等開催場所への送迎、生きがい活動支援通所事業を提供する場所への送迎などでございます。

また、外出支援活動の利用範囲といたしましては、村内、加茂郡内、美濃加茂市、可児市、関市、下呂市、中津川市でございます。

以上のサービスを全て無料で実施させていただいております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それでは、介護予防などの福祉関連の教室の利用者に対しての送迎を行ってもらい、助かっていると言われていますが、福祉の介護予防以前になるシニアクラブによる健康維持スポーツ活動、グラウンドゴルフやペタンクなどですけれども、参加のときに、昨今よく話題になりますのが、クラブ活動を行う際に車のない方や独居老人を誘い、送迎をしていますが、送迎どきに何かあっては困ると慎重になることに加え、運転に自信がなくなることがあり、今後は心配になってきていると言われます。

そこで、支援分野が違ってもかもしれませんが、シニアクラブのスポーツ活動、週一、二回において予約制で外出支援者が利用することはできないか。送迎をする人がなくなると、活動も衰退していくことも予想され、老人の中には福祉の教室参加と健康維持スポーツ活動の参加の区分が分かりにくく、誘いたくても誘えない状態であることを理解していただき、何とかできないかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

外出支援サービスの内容については先ほどお話をしたとおりでございますけれども、この業務を運転手5人で行っています。

先ほどの業務に加え、単発ではありますけれども、集団接種等への送迎、介護予防教室等への送迎、さらには診療所の老健施設の入退所に係る送迎、土曜診療や産婦人科など専門外来の医師の送迎など、多岐にわたっております。

御質問の趣旨はよく分かりますし、昨年行いました「村長と語る会」にもシニアクラブから同様の意見をいただいております。

シニアクラブのスポーツ活動を生きがい活動と捉えるならば、外出支援の目的に沿っているのかもしれませんが、現状の運行体制はぎりぎりの状態であり、令和5年度には運転手の一人が75歳を迎え、1名減となります。新たな運転手の確保は急がれる課題でございますけれども、さらにシニアクラブ専属の新たな運転手の増員、車の購入を行わない限りは御要望にお応えすることは現状では難しいと言わざるを得ません。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

実際のお話の中で、過疎地に住まう方々が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには移動手段の確保が非常に重要になります。ぜひとも安全・安心な方向性を構築していただくことを願いまして、次の質問に移ります。

質問事項としまして、Uターンの支援事業についてお伺いをいたします。

移住・定住での本村の人口は、50年前と比較して52.3%と急激に減少しています。今後も少子高齢化の傾向は拡大していくものと予想され、このような人口減少、高齢化は、地域行事活動、地域インフラ維持に係る負担割合、農村景観の保全など、様々な分野に悪影響を及ぼしていると言われる中、移住・定住を推進する上で「つながるナビ事業」による成果が見られ、先日の新聞にも、30から40代の転入超過率の改善幅が高い市町村の東海四県での、これは2019年から2021年の比較ですが、5位に入っております。大変よいことだと思っております。これからの人口減少に歯止めがかけられるような事業展開を図っていかれることを期待いたします。

さて、このようなIターン、Uターン支援として、公営住宅、就労、子育て支援などがありますが、地元もよく知り、地域の方の信用が深いUターンを考えている家族や家業の継承を計画している人たちには、Iターンと比べると支援が薄いのではないかと問われることがあります。

そこで質問ですが、現状でIターンとUターンの支援の差が見られるのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ただいまの安保泰男議員の質問にお答えいたします。

令和元年度から進めてまいりました「つながるナビ事業」につきまして、ただいま成果に対する評価をいただき、誠にありがとうございます。

先日の新聞掲載は、多分日経の調べによるところでございますが、東海四県の30歳から40歳代の転入超過率について、人数自体は4人という状況で非常に少ないんですが、超過率は1.18%で、岐阜県内でも1位という結果でありました。このことは東白川村の移住・定住政策がうまくいっているということでもあり、今後つながるナビ事業を積極的に進めることができます。

さて、議員の御質問にありました、Uターンされる方がIターンで移住される方より支援が薄いのではないかと問われる、この点につきましては、Iターン者であってもUターン者であっても、支援に差をつけるような制度ではございません。常に平等に対応しているという考えでおります。

移住・定住の政策において東白川村としましては、実際に村民である方でも、Iターン、Uターン、どちらの方であっても、定住を決断し、定住補助金が必要だと判断されたときに、どなたでも同じように補助金を使える仕組みとして、この制度を改めたのが現状でございます。

また、東白川村定住促進条例では、住宅整備に必要な定住促進事業だけでなく、この村に住んでから支えとなる各種助成事業がございます。例えば、出産祝い金、続いて子供の医療費の無料化、高校生の通学支援、奨学金返済支援補助金等々、子供から成長していく過程における節目の支援は、きっとこの村で定住するために十分ではないかもしれませんが、支えになっていることと考えてお

ります。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

差がないということをお答えいただいたわけなんですけれども、今後、Iターン、Uターン、特にUターンの方が増えられる可能性があると思うんですけれども、Uターンに対して確実性の高い定住者であるわけですね。今後もこちら辺の支援をどのように展開し、取り組まれていくのか、方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

安保泰男議員の質問にお答えします。

東白川村が行う定住促進のための奨励事業については、Uターンの方であってもIターンの方であっても住宅の取得に関する部分では特別な支援を行うことは考えておりませんが、住宅を新たに取得して定住していただくことは移住者を増やすこと、その目的において全く同じでありますので、空き家情報をまずは村内の住宅希望者、村営住宅居住者などに優先して提供しております。

しかし、多様な働き方が可能となる社会の実現に向けて国や企業が動き始めている今、子育て世代の方や移住者の方がこの村に来て働ける環境として、ICT技術を活用した仕事ができるような仕組みづくりも考えております。

この村にいながら在宅で仕事ができるテレワーク事業であったり、企業や団体の本社、本拠から離れた東白川村に拠点を移していただける企業を誘致するサテライトオフィス事業などについても積極的に取り組む計画をしております。

近年、コロナ禍で働き方が見直され、自然が多く、住みやすさが感じられる地方回帰への志向は高まり続けております。取り組むとすれば、村民のどなたであっても、この村に住んでよかったと、そう思っただけのような政策を財源の許す限り対応していく考えでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

少しでも前向きな支援が始まり、支援に頼らなくても定住ができる村になるように望みながら、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。10時40分より会議を再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

福祉政策の現状と今後の展望についてを通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

村の福祉政策の現状と今後の展望について伺います。

今井村政も、まさに今2期目を終えようとしています。老人福祉問題と真摯に向き合う姿勢を示し、1期目のスタートを切られたことは村民の記憶にもしっかりと残っていると思います。

記憶だけでなく、目に見える形として神土と五加にサロンをつくり、憩いの場が完成しました。越原に関しては、既存の施設との調整を図るために時間はかかりましたが、村の資産を有効活用しながらハード整備に取り組まれました。

診療所の新設移転もされました。老健を併設する診療所です。村の医療福祉の拠点となり、物理的にも精神的にも村民にとって大切なよりどころとして、今後、ますます期待されます。

入れ物が整備されたら、次は中身です。建物に比べると一般の人には分かりにくいのが欠点です。福祉の対象となっている人には既に知られていることかもしれません。しかし、これから対象となる可能性のある人、将来必要になるであろう全ての人にとって、現在どのような体制で村が福祉を支えているのか、現場では何が起きているのかを知ることは重要なことだと考えます。

そこで、最初の質問になります。

現在、村が行っている福祉政策の中で特に村民が知っていることで安心につながる政策があったらお答えください。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

桂川議員の御質問にお答えをいたします。

一言に福祉政策といいましても、住民福祉、地域福祉、生活福祉、高齢者福祉、障害者福祉など幅広い政策や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの福祉団体に至るまで多岐にわたっておりますが、どんな事業であっても全てが村民の安心につながる事業と考えて取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のように、様々な事業の内容を村民に知っていただくことは行政側の願いでもありま

すが、しっかり周知されていないとの御指摘であろうかと思しますので、今後、広報の方法を再度研究し、取り組んでいきたいと考えてございます。

幅広い福祉政策の中で保健福祉課が取り組んでいる主な事業について御説明を申し上げます。

最初に、高齢者福祉では、高齢者の健康増進や生活する上での安心感の向上を目的に、神土、五加に交流サロンを新たに整備しました。こうした施設を活用いただくことで、高齢者と地域住民との交流による心身の健康維持に寄与することを期待しています。

次に、高齢者外出支援事業については、運転免許証を返納された高齢者の皆さんが家に籠もってしまわないよう、買物や通院はもちろん、介護予防事業や健康増進事業等の教室に参加できるよう配慮しています。

心身ともに元気な高齢者の皆さんには、シルバー人材センターに御登録をいただき、軽作業を行っていただくことで働く気力づくりの醸成や、シニアクラブに参加することで運動機能の向上、こうした様々な活動を通じて活発な交流をしていただいております。

また、独居高齢者の方で地域での生活が困難になってきた方には、せせらぎ荘の居住部門を利用していただくことで安全な見守りの環境を提供しています。

社会福祉協議会では、配食サービスを行うことで高齢者の見守りに努めており、併せて村のみまもり訪問を実施することで定期的に高齢者の状況を把握できる体制を整えております。

独居高齢者で生活上の不安がある方や虚弱な方に対しては緊急通報システムを設置し、緊急支援体制を整備しています。

避難行動要支援者システムは、避難行動要支援者を抽出し、重度心身障害者や要介護度の高い方、また併せて独居高齢者世帯の名簿を管理するとともに、対象者の方に個別避難計画を提出していただくことで災害時の避難誘導體制を整えております。

運転免許証を自主返納された方には濃飛バスの無料乗車券を交付し、公共交通機関の利用に困らない体制を整えております。

また、既存の車に安全装置を取り付けるための補助金を継続することで高齢者の交通安全にも配慮しています。

重度障害者や要介護認定を受けられている方、また生後1年未満の乳児の見える御家庭には可燃ごみ袋の無料交付を、独居高齢者や低所得の福祉医療受給者の方には、年末につちのこ商品券の助成事業を行っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の皆さんには、戸別訪問の実施により、例えば学校等での子供たちの生活状況など、課題を共有し、個人や地域の状況把握と課題解決に努めてもらっております。

次に、生活困窮者の方からの相談に対しては、生活支援に関する方針をアドバイスし、できる限り生活保護を受けなくても生活できる体制づくりの援助を行うとともに、必要であればすぐに生活保護の申請ができるよう、県と迅速なサポートができる体制を整えております。

障害を抱えた方に対しては、すぐに障害者手帳を申請できるよう助言するとともに、障害者手帳

を持った方へは、県内で受けられる「サポートブック」を渡すことで多様なサービスがあることを紹介するとともに、必要な支援のパイプ役となっております。

また、障害者の就労支援に関する相談支援事業所との橋渡しを行うことで障害を抱えて悩んでいる方に迅速な相談支援体制を築いています。

障害者に対する多様な支援や事業に関しては、福祉係が総合支援窓口として一括で取り扱うとともに、中濃圏域で相談支援体制を整えており、こうした機関との連携により、村の中に限らない幅広い支援を検討しています。

心の健康についての相談は、心配ごと相談や心の相談会を活用していただくことで地域住民の生活上の不安の聞き取りや問題解決に努めています。

以上で、保健福祉課が現在取り組んでいる主な福祉事業についての御説明を終わります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明、本当に、特に今後については広報にも必要性があるので力を入れていってもらえるということと、健常、要は福祉の対象者じゃない人にどうアプローチするかということが今回の1個目の質問の趣旨だったわけですが、まずはみまもり隊が訪問等という点がありました。その点でちょっと質問をしたいと思えますけれども、見守りの状態で訪問される方というのは、既に福祉の対象になった時点からか、実はそうでない時点から、ある程度人選されて見守りが始まるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

みまもり訪問員の活動につきましては、いわゆる要介護度等がつかない方が対象になりますので、その福祉の対象というのは、介護認定を受けた方という捉え方ですと、それ以前の方ということになるかと思えます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そうしますと、認定をするところまでは乗っかっているわけですね。認定が出なかったということで、じゃあその認定をする対象になった時点というのは、ある程度その福祉の対象かどうかを一定数迷われた方ということによろしいんですか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

認定調査員で調査をするわけですが、みまもり訪問員については、今、いわゆる介護度等がつかなかった方ということをお申しましたが、それにつきましては、実際に調査を受けられなかった方もありますし、要するに年齢が来ればみまもり訪問の対象になるということなので、ただ、介護保険の関係で訪問するのはちょっと意味合いが違ってきますので、そこら辺の違いかなというふうには思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一定の年齢になると、ある程度対象として拾っていただけるということで、質問の趣旨としては、ああ、なるほどということで納得しました。

もう一つ、似たような形で、先ほど民生委員の方等の訪問等で現状を把握していくというようなお話がありましたが、幾らこういう小さい村だとはいえ、2,000人近く、そして800近くあるところの中で、どのような方が積極的にその網にかかって訪問等をなされているか、お分かりになればお答え願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

いろんなケースがあると思いますが、民生委員さんの活動につきましては地域割になっていて、担当地区というようなことで、その地区の皆さんの状態を知っておっていただいて訪問されたりというような活動をされるわけですが、多い例としては、生活困窮の方ですとか、あるいはひきこもりの方の情報があったりとか、そういうようなことについて民生委員さんのほうで相談に乗ってもらったり、あるいはもちろん報告もこちらに上がってくるわけですが、民生委員の会議で状況を報告したりといったような形を取っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の「情報があった場合」というのが意外とキーワードになろうかと思います。「みまもりのわ」のときなんかでも、近所の方か商店の方が常に近所の人、要は監視と言ったらちょっと言葉がきついですので、常に御近所さん、付き合いがある方の様子をうかがって、もし異常を感じられたらというような状態の一つであろうかと思いますが、実はこの今の情報というところは大体そのような解釈でいいのか、もっと積極的な何か情報を得る方法を持ってみえるのか、ちょっとお願い

します。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

委員さんが地区割になっているというのが一つのその情報を得るための手段かなというふうに思っておりますが、地域によって聞こえてくる話というのは、やっぱり身近なところでございますので、そういう方法で情報を得ておるといのが情報収集の仕方なんです、特にそれ以外に、今、議員がおっしゃったように、別の方法で情報を得ているということは基本的にはございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今も課長の答弁の中で、もし家にずうっとじっとしていても、行政が自分のことを把握してくれるだろうかという安心感がどれだけあるのかということを中心に、ちょっと今質問を繰り返しました。

今度は、住民側が積極的に役場と関わっていこうとした点の中で、障害の方とかが比較的窓口のほうには訪れていると、そうすれば福祉がスタートするというのは分かりました。

割と福祉を利用することにたけていらっしゃると言ったら、ちょっと言い方はあれですけども、ふだんから福祉と仲よくされている方は、比較的そういう窓口のことについても知識が豊かであろうかと思えます。

そこで、課長の答弁の中に総合窓口というのを保健福祉課の中にちゃんと設けてありますよと、そこまではすごく心強いお答えでした。ただ、僕がちょっとたまに考えることがありまして、ちょっと例え話として大きくなるんですけど、警察と消防、火事になったり、救急車ですとか、それから犯罪に巻き込まれたときというのは、日本に住んでいると、何か一定の安心感がある。なぜだろうかという、ドラマとか、そういうもので当然そういうものの活躍の場は目にする機会がありますが、110番、119番というのは、割と子供の頃から頭にこびりついておりまして、何かあれば110番、何かあれば119番、これは電話帳を見なくてもすっと浮かんでくる。これがもしかしたら、利用はしていなくても、いざとなれば、何かそこに電話をかけるだけで、ちゃんと自分がその対象者として守っていただけるんじゃないかという安心感につながっているんじゃないかと思う中で、果たして今の村民がそれに近い状態がうまく発声できていたらいいなという希望が第1回目の質問の趣旨だったわけですので、ちょっとこれはお考え、もしくは具体的にそのような状態がうまく機能しているかについて、もしお答え願えたらと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

特に独居の方につきましては、緊急通報システムがございますので、それは何かあったり、あるいは連絡が取れなかったりといったようなときには、御家族はもちろんですが、御近所の方にも連絡が入って、様子を見て下さいというようなシステムになっておるわけですが、そういったような方法も一つありますし、それから今のお話の中にあった相談の話なんですけれども、例えば今ですと、コロナのワクチン接種がございます。いろんな質問が当然出てきますし、それは保健系のほうの仕事になりますけれども、保健福祉センターのほうへ相談すればというような考えの方がたくさん見えて、福祉のことに関してもそうですし、保健事業のことにしてもそうですけれども、今でいうと話題は、5歳から11歳までのワクチン接種のことが多いわけですが、そうした心配事があった場合に保健福祉センターに電話をすればという習慣というか、そういったものは村民の中にも根づいてきているんじゃないかなあという感触は持っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そこで、実は保健福祉で皆さんが番号を電話帳を見なくても回せるだろうか、この辺が今回のちょっと趣旨のところでありまして、実は日頃から、CATV等で役場に用事があるときには「78-3111」と、割と一回聞いてしまえば何とか思い出せる。公衆電話であろうが、人の電話を借りようがかけられる番号、実は前から村長に言っているのは、行政側は縦割りですので、こういうときにはここへ、こういうときにはここへという形でいろんなところにかけていただきたいというのが日頃からCATVで流れていますけど、先ほど課長からお答えがあったように、なじみのある人にとっての保健福祉課というのは本当になじみがあるので、もしかしたら携帯電話の中に必ず番号が入っている。だけど、今までなじみがなかった人が急に必要になったであろう、もしくは自分が果たしてその対象であるのかどうかも分からない、その状態におきましては、やはり保健福祉課の前に村へかけてくださいと。とにかく村に相談さえしていただければ、そこから先は村が割り振りますよという考え方を以前にも村長に実はお聞きしたことがありまして、大変な状態で振り分けるのにもスキルが要るから、そう簡単にはいかんのかなというお話は伺いましたが、ちょっとここで第2の質問で村長に質問は投げかけてありますが、まずは1点、この件だけにつきまして、ちょっと村長のお考えをもしお聞かせ願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の趣旨はよく分かりました。なかなか見逃されがちな方、あるいは本人が意思表示ができない方、こういった方々が一番分かりやすい話で役場へ電話すればいいんじゃないのということを徹底していったらどうだという御提案、これはもちろん保健センターだけでなく、役場へ電話が来ましたら、これは職員の教育の問題になりまして、これは保健センターに回すべきだ、診療所に回

すべきだと、こういう判断ができるような職場であるべきだというふうに私も考えております。また、そのように職員もしておってくれると思います。

また、蛇足になりますけれども、今いろいろ議論があった、ほかにも地域の「みまもりのわ」の中で認知症だけでなく、あそこのある方が最近では買物にも余り出かけられなくなったと、これは何も民生委員さんが察知する前にお隣の方から相談があったり、あるいは御家族の方が心配して行政のほうへ相談をいただけるというような形もたくさんございまして、全部を掌握しているとは絶対に言えませんが、かなりのレベルでそういった方々の見守りの体制がこの村はできているというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

続きまして、第2の質問のほうに移りたいと思います。

医療福祉の観点でハード事業を行われたことは先ほども述べたわけですが、最近では産業に関する政策や空き家対策など、自然や物に対する政策が目を行っています。住民に対する直接的な政策が目立たなくなっているようにも感じます。

そこで、第2の質問として村長に伺います。

今後、村はどのように村民を支えていくべきだと考えておられるのか。特に弱者救済の意味合いが強い福祉政策をどのように考えておられるのか。考え方や方向性、具体的な福祉政策があれば併せてお答え願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど保健福祉課長から説明したとおり、福祉政策といっても、これは多岐にわたっておりまして、保健福祉課で行っている事業だけが福祉政策というわけではありませんし、議員御指摘の、いわゆる弱者、あるいは高齢者なのか、障害者なのか、また子供さんなのか、そのターゲット、サービスを受けていただく方がどこにあるかということによって政策は大きく変わってきます。

また、今議論があったように、目立つ、目立たないという表現をされましたが、そういったことではなくて、ハードが目立ってソフトが目立たないということではなくて、ソフトの面もしっかりと広報して住民のところへお届けするのは、これは大事な話だということで、それは我々も常にサービスが皆さんに御理解していただけているのか、自省をし、自分で反省をしているところがございます。

今後、この村の福祉政策を考えていく上でその指標となるもの、これは御案内のとおり、第3期地域福祉計画がございまして。その基本理念は、「安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり」でございます。

具体的には、地域の人々がともに支え合いながら、この部分が先ほど議員が御指摘になった、それぞれ見守っていくような体制のことだというふうにも考えますが、支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる優しさのある村づくりを進めていきます。

また、支え合いの仕組みをつくることとともに、次代を担う子供たちが健やかに育ち、高齢者、障害者も安心して暮らせる環境づくりを進めますとうたっております。

目標は、ここに高く掲げてあるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

今後はどうするのかという御質問でございました。今後は、この計画に沿って、あるいは見直しをかけながら福祉の仕事を進めていくことになるわけですが、しっかりと時代に合った、それぞれの時点の要求に合った、地域特性によるニーズを掘り起こし、把握していくことが必要であります。

また、これらのニーズに応えるためには、保健福祉課、包括支援センター、社会福祉協議会、児童福祉の分野では教育委員会、子育て包括支援センター、あるいは保育園などの職員体制を充実・整備してまいる必要があると考えております。

また、昨今はこのコロナ禍ということがあって、それぞれお困りの方、今申し上げたどの分野であっても、もし事象が起きると、その困窮度は、困り具合、以前にも増して大変深くなっていると考えております。そのために職員は大変苦勞をしておるのも現状でございます。まずは見守り、また御家族の御意向も尊重しながら、最も適切な福祉サービスを提供しなくてはならないと考えているところでございます。

これまで以上に情報共有を密にして対処してまいります。その上で新たな福祉サービスの要求などが出現してきたときは議論を重ね、その上で東白川村、私がよく使う言葉「小さいからすぐ対処できるスモールメリット」、これを生かし、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

ちょうど最後のほうに言われたスモールメリットということが、先ほど第1の質問でも言ったように、近所同士が比較的しっかりと見守っていける。そして、村長の言葉にありました支え合っている体制というのが行政だけではなく、村全体としても福祉に役立っていて、みんなの安心感であったり、先ほど「やさしさ」というキーワードを言われましたけど、まさに田舎の持っている独特の優しさというのもこういうところに表れておろうかと思っております。

そこで、スモールメリットの感覚というのは、人口が少なくなってきたり、村の面積が小さいというのがありますけれども、人が少なくなっていくことの最大の実はメリット、何も悲観することばかりではなく、人が少ないということが非常にこういうお互いがお互いを思い合えるとか、そう

いう場合には有効になってきています。

ただ、実は皆さんが人口が減っていくことを懸念している材料の中に、村長がおっしゃっていた支え合うということも、今後人口が減っていくと、果たして今みたいな理想な状態が何年も続けられるのかというところが不安材料の一つになっておろうかと思います。

そこで、村長に伺います。

人口は減らない対策をしているんだよというのでは、今回はちょっと御返答としては不十分で、減っていく中でどのようにその支え合う、見守るというところに対して今度補充していくのか、その分を補完できる何かしら考えてみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先に、人口を減らさないようにしているよと答えようと思いましたが、それは駄目だよとおっしゃいましたんで、実は、しかしながら、やっぱりある程度の人口規模を維持するという事は、これは最大の支え合いの力となると思います。それぞれの集落でそういった支え合いや見守りができなくなるような事態を防ぐ、これが一番大事な事かなというふうに思って、よく言いますように、全ての政策、商工業振興であったり、教育の問題であったり、全てのベクトルを全部人口減少のところに合わせて、なるべく人口が急に減らない、緩やかな減少から今までのレベルで止めるという政策を打っていくというのが私の今までの政策でございました。これは、現在もそれを続けておってもらっておるといふつもりでございます。ただ、具体的にそういう事態になったときに何が必要かというところまで議論はまだ進めておりません。

今、先ほど来、議論があったようなみまもり訪問員、この人数がもっと要るよとか、あるいは民生委員の見守りがもっと要るよとか、あるいはほかの方法で情報を収集しなきゃ、ちょっとそれぞれ住民の方々の様子が分からないよというような事態に陥ったときには、しかるべき手を打つべきだとは考えますが、今、具体的にこういう制度をつくりたいと思っているとか、そういうことはございませんので、満足した答弁にはならんかと思いますが、常にこの人口減少の中で支える力を持つということに対して、皆様方も同じ気持ちで東白川村の事を守っていく、見守っていく、この姿勢、これを取り続ける村でありたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

ちょっと人口を減らさないというやつはなしよと言いましたけど、やっぱり村長が日頃からその思いを強くされていることは本当は知っている上での意地悪な質問形式になってしまいました。

そこで、実は村長がおっしゃることは本当にもっともで、それは応援したいというのは常々やっ

てきている。ただ、これがどうも排他的なイメージじゃないか。こっちに力を入れるから、こっちには十分力を入れられないよというイメージです。これはイメージとして、そう捉えがちなところを払拭したくて今回の質問を考えさせていただきました。

実は今回の質問の答弁を通じたり、私たちは議会の日頃の全協ですとか、今までの議会を通じて国や県がやっているような福祉政策は、当然、村はやっているのが当たり前ですし、制度的にもやっています。それは十分分かりました。

それと、村、スモールメリットであるメリットを生かして、村だからこそできていること、国ではできていない、県ではできていないこともできていることも、実はある程度分かっています。せっかく分かっているんだから、僕はそれをより多くの村民に分かっていただいて、やっぱり安心して暮らしていけるんじゃないかという趣旨でやっていただきました。

今日の一般質問の放送は、実はそれぞれ100%の人が見ているわけじゃありません。ですので、ここで答弁いただいたというだけで満足していただくのではなくて、やっぱり日頃からその安心感というのは常に住民に発信していただきたい。だから、人口対策をするけれど、それとは別に、今いる人に対しては、人口が減ったとしても、こういう形で守っていただけるよというような本当はメッセージがいただけると最大にうれしいなあと思っております。

時間もなくなってきましたが、実は最後に一言だけ質問して終わりたいと思います。

どこかといいますと、1次産業もほとんど人が減ってきた。2次産業、3次産業についても人が減ってきた。それを補う現在の日本、もしくは現在の世界において最大の方法がICTの活用、前回、デジタルトランスフォーメーションという言葉を使いましたが、それについて最後にお答えを願いたいと思います。

やっぱり人のいなくなっているところを補うための最大の技術になっているかと思います。コンピューター、もしくは通信を使った技術、そこについてお考え方だけで結構だと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算審議の前でございますけれども、予算の編成方針の中に明記して、DX戦略について後れを取らないように庁内体制も、あるいは職員の育成もしていくことをうたい込んでおることは御承知のことだと思いますので、今、具体的にどういう戦略を持っているかというところまでは深みはございませんが、当然、人口減少に対して、今、一つの手だてとしてDXを活用すると。それは農業分野であってもスマート農業であったり、あるいは林業でもスマート林業とか、このような言葉が普通に出てくる時代になってございます。

そういったことをいかに活用していくかということ、先ほどお話がございました地域の皆さん方のお助けをするというようなところについても、これも予算のときに少しお話をさせていただいた集落支援員制度を活用して、集落を支援する機構を令和4年度については着手するというような予

算組みになってございますので、本当に人口が減ってきて、あるいは地域のことがしっかりとできなくなったところには、これはまだ制度ができていけませんので踏み込んだ答弁はできませんけれども、集落支援員制度を活用したことも考えておるといことで答弁とさせていただきたいというふうに思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

村では、本当にさっきも言いましたけれども、住民にとって村民にとって十分な福祉政策が現状ではなされていること、それから今後、新たに起きるであろう問題につきましても、準備も万端整っていること、それから村長が力強くおっしゃっていただいたように、必ず一人一人の住民を路頭に迷わせるようなことはないんだと、必ず守っていくという力強い答弁をいただけたものとして、ありがとうございましたという感謝の言葉で今回の質問を全て終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

施設の名称は、宮代オートキャンプ場でございます。指定管理者は、NPO法人青空見聞塾で、所在地は、東白川村五加1349番地でございます。指定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3

月31日まで、1年間でございます。

指定管理につきましては、通常5年間でございますが、宮代オートキャンプ場につきましては1年間だけとしておりますので、令和4年度の指定につきまして議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第4号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第4号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

1 ページでございます。

この改正につきましては、2月の全協で御説明申し上げましたように、押印の見直しに伴い、委員各位の押印を廃止し、一部を改正するものでございます。

改正後のほうを御覧いただきたいと思います。

第4条第4項の審査申出書による押印廃止に伴いまして第4項を削除して、5項、6項を繰り上げて規定するものでございます。

次に、第7条でございますが、第7条第3項では、署名押印を廃止しまして、記載のみとする改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第8条第5項の規定でも署名押印が廃止となり、記載のみとする改正となります。

第8項から次のページの第12条第2項までにつきましては、それぞれ押印を廃止し、署名する改正としております。

本文のほうにお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

先ほど総務課長から全協の折に説明があったと言いましたが、全協の段階では、一番最後に記名だけにするというところが、今日の当日の議案提出までの間に記名だけでは駄目ということで、そこはそのまま押印の文章が条例のほうに残ることになったかと思います。

そこで、実はちょっと質問になりますけど、別に今回の条例に限らず、今回の押印をかなりの勢いで省略するという条例改正等が行われておりますが、署名と押印がセットになっているものに関しては署名を残すということで確認が取れているものが多いかと思います。

ただ、法人でありますとか、団体でありますとか、団体印、要は公印に当たるものについて、その押印を省略するとどうなるかというような議論、それから今度は団体における押印というもの、印鑑というものをどのようにきちんと管理、もしくは指定しているのかということをやっと重ねてになります。要は、公印に当たるものの管理とこういう条例の改正についての状況を御説明願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回の押印廃止につきましては、国のDX戦略といいますか、デジタルトランスフォーメーショ

ン戦略の中で押印を廃止するという方向で示されたものだと思います。

押印を廃止しますと、通常書類でやり取りしていたものを電子メールとか、そういうインターネットを使ったシステムによって行き来ができることで、非常にお互いの手数といえますか、手間といえますか、簡略化できるということが一番のメリットであることだと思います。

しかし、その中で、前回の全協で御説明申し上げましたように、契約である行為とか、そういう意思を示す行為につきましては押印を残すというような方向で、村のほうの職印を残す方向で今検討されております。

また、メールとかのやり取りであれば、しっかりした書類が残るもので押印廃止は大丈夫だと思いますけれども、紙でどうしてもやり取りしなくてはいけない場合につきましては、押印を全て排除するというものではなくて、そのときそのときによって、これは押印が必要であるもの、そうではないもの、適宜判断しながら使っていきたいと思います。

企業なんかでも、一応法令上では請求書等には押印しなくてもいいよとかというふうになっておりますので、そこはそこでしっかり顔が見える状態でやり取りをするとか、しっかりした確認をもって進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の条例の中で委員会というものが存在し、そこに公印らしきものが存在するということは規則の上でも確認させていただきましたが、実際には規則においても条例においても、それがきちんと規定されていない状態で印鑑が存在するというような雰囲気がありました。

村全体につきましても公印というものが存在するかと思いますけど、銀行ですと、当然印鑑を登録する。じゃあ、個人だったら印鑑登録みたいな作業があって、印章というものには必ず裏づけをきちんとすると思います。

今回の委員会については、これは一つ担当者とも一緒に確認したので、裏づけとなるものがなさそうだったということだったんですが、もしあったら、それはどこどこにちゃんと登録されているんだということになります。そういうものを含めて今後どうすべきかということをごここで聞くのはあれですけど、そことセットでないと、なかなか押印廃止という条例については、すんなりと今後も認めていけなくなる可能性がありますので、ちょっとここで答弁をいただける方があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

村が使う公印につきましては公印の条例がありまして、そちらのほうには登録してありますので、今回の印鑑につきましても、その条例の中に多分あると思っておりますが、東白川村の公印条例の

ところにあると思っておりますが、どうも今そうではないようですので、しっかり確認させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。次のページをお願いいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する

る条例。

この条例につきましては、2月の全協の折に概要を説明したように、過疎地域特別措置法の施行に伴いまして、過疎地域を対象とした税制措置として、課税の特例によりまして東白川村の固定資産税の課税免除を受けられるための新たに新設するものでございます。

第1条では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画とございますが、これは12月の定例会で議決をいただいております東白川村過疎地域持続的発展計画のことで、この計画に規定する産業促進区域内、村全域になりますけれども、そこにおきまして振興すべき業種として定められている製造業のほか、これらの業種について規定するもので、それぞれ設備の取得時に要件によって固定資産税の特例として減免が受けられるものでございます。

第2条は、特別措置法の規定に伴いまして措置が適用され、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して固定資産税が課税されることになった最初の年度から3か年度分の免除が適用されるという規定になります。

次に、第3条は、固定資産税の課税免除を受けようとする者について、毎年1月31日までに規則で定めます申請書をもちまして提出期限を設ける規定になります。

第4条は、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるということになっております。

なお、この条例の制定に併せまして必要な事項につきましては、施行規則のほうで定めているところでございます。

次のページをお願いいたします。

附則（施行期日）第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

（過疎地域自立促進特別措置法に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の廃止）第2項、過疎地域自立促進特別措置法に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）第3項、令和3年3月31日までに旧条例第1条に規定する設備を新設し、または増設した者に係る固定資産税の特例については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号から議案第12号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第6号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から日程第15、議案第12号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第6号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,676万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億386万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページから説明させていただきます。

第2表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順で説明させていただきます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、住民情報処理費（住民情報システム改修委託料）222万8,000円。マイナンバーカードを使用しました転入出のワンストップシステムを構築するための委託料でございます。

3款1項社会福祉費、保健福祉費（住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業）506万円でございます。給付金の申請期間は9月までのために、その間の給付金等の費用を繰り越すものでございます。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業773万円。新型コロナウイルス感染拡大により関係者との打合せが困難となったため、事業を繰り越して行うものでございます。対象箇所につきましては、黒淵川の3本線と日向の中根線の工事でございます。

同じく防災安全交付金事業（神土角領線ほか側溝蓋設置工事）1,300万円、その下の魚戸線歩道カラー舗装工事900万円、この2件につきましては、年度末に前倒しによる国の追加事業採択があったため、繰越しを行いまして事業を行うものでございます。

11款2項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧工事450万円。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染拡大により関係者との打合せが困難となったため、繰り越して事業を行うものでございます。対象箇所は、宮代オートキャンプ場奥の災害復旧工事でございます。

次のページをお願いします。

第3表 地方債、地方債補正。

変更点だけお知らせさせていただきます。

公共事業等、限度額4,890万円を3,890万円に引き下げるものでございます。

過疎対策事業1億1,290万円を9,360万円に引き下げるものでございます。

過疎対策事業（ソフト）4,110万円を4,370万円に、こちらは引き上げるものでございます。

臨時財政対策債7,000万円を5,484万2,000円に引き下げるものでございます。

次のページをお願いします。

減収補填債事業、限度額280万円を、こちらは減収がなかったのが皆減でございます。ゼロでございます。

防災対策事業（自然災害防止事業）で290万円の限度額を230万円に引き下げるものでございます。

10ページからの事項別明細書の説明は省略させていただきます、12ページから説明させていただきます。

12ページをお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は2億1,562万7,000円の追加でございます。普通交付税の交付決定によるものでございます。

11款1項9目消防費分担金、補正額は57万3,000円の減額でございます。ライフライン保全事業の分担金で、事業費の確定によりまして中部電力からの分担金を減額するものでございます。

2項3目民生費負担金28万1,000円の減額でございます。認可保育所措置児童保育料の決算見込みによる減額でございます。

12款1項2目総務費使用料203万円の増額でございます。CATVの使用料で42万9,000円の追加、インターネット利用料で160万1,000円の追加ということで、こちらは利用者の増による増額でございます。

3目民生費使用料30万円の追加でございます。一時保育利用料の追加ということで、利用者の増によるものでございます。

6目農林水産業費使用料21万5,000円の減額でございます。ウッドハイム神付の住宅使用料で19万2,000円の減額、共益費で2万3,000円の減額でございます。退去者が1名ありましたので、その分を減額するものでございます。

8目土木費使用料53万7,000円の減額でございます。公営住宅使用料で1万9,000円の減額、特定賃貸住宅使用料で2万1,000円の追加、村営住宅使用料で62万9,000円の減額、共益費で6万9,000円の減額、定住促進住宅使用料で15万9,000円の追加でございます。決算見込みによります増減でございます。

10目教育費使用料47万2,000円の減額でございます。はなのき会館の使用料で21万円の減額、総合運動場使用料で4万9,000円の減額、学校開放施設の使用料で21万3,000円の減額ということで、こちらはいずれもまん延防止等の措置によりまして施設を閉鎖したことによるものでございます。

2項4目衛生費手数料2万円の追加でございます。処理困難物収集手数料の決算見込みによるものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金104万3,000円の減額でございます。1節の介護保険低所得者保険料軽減負担金と、その下の3節の障害者自立支援給付費負担金につきましては、額の確定によるものでございます。

4目衛生費国庫負担金4万3,000円の追加でございます。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。お一人分の費用でございます。

次のページをお願いします。

2項2目総務費国庫補助金39万6,000円の減額でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定によるものでございます。

3目民生費国庫補助金230万9,000円の追加でございます。1節のほうでは社会保障・税番号制度システムの整備費補助金で、これが先ほどの繰越事業の額に当たる部分でございます。222万7,000円でございます。5節では子ども・子育て支援交付金で、事業費の確定によりまして8万2,000円の追加でございます。

4目衛生費国庫補助金53万9,000円の減額でございます。2節では検診結果等の様式の標準化整備事業補助金で12万6,000円の減額、その下の検診情報連携システム整備事業補助金で29万7,000円減額で、いずれも交付決定による減額でございます。6節では浄化槽設置補助金につきましては、事業費の確定によりまして11万6,000円の減額でございます。

8目土木費国庫補助金484万5,000円の減額でございます。1節では木造住宅耐震診断国庫補助金で2万2,000円の減額、木造住宅耐震補強工事国庫補助金で23万円の減額で、こちらの申請がなかったことによるものでございます。2節では防災安全交付金で459万3,000円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

3項2目総務費国庫委託金につきましては1万3,000円の減額でございます。自衛官募集事務委託金の額の確定によるものでございます。

14款1項3目民生費県負担金32万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、国民健康保険基盤安定制度の負担金は3万円の追加、後期高齢者医療基盤安定制度の負担金については29万3,000円の減額、次のページの介護保険低所得者保険料軽減負担金については6万3,000円の減額ということで、額の確定によるものでございます。

4目衛生費県負担金3万3,000円の追加でございます。岐阜県未熟児養育医療費負担金でございます。こちらにつきましては、こちらの負担金と補助金を組み替える補正でございます。

5目県移譲事務交付金3万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、県輸出関係調査の移譲事務交付金につきましては1,000円の減額、保安林内立木間伐届出等の移譲事務交付金につきましては3万7,000円の追加ということで、額の確定による増減でございます。

2項3目民生費県補助金10万円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、子ども・子育て支援の交付金で8万2,000円の追加、季節児童クラブ事業費の補助金で1万8,000円の追加、額の確定によるものでございます。

4目衛生費県補助金15万円の減額でございます。2節では岐阜県未熟児養育医療費負担金で、こちらは先ほど申し上げた負担金と補助金を組み替えるものでございます。3万3,000円の減額でございます。6節では浄化槽設置補助金として、額の確定に応じて11万7,000円の減額でございます。

6目農林水産業費県補助金765万3,000円の減額でございます。1節では水田農業構造改革推進交付金で1,000円の追加、経営所得安定対策推進事業補助金で4,000円の減額、額の確定によるものでございます。県単農業施設整備補助金につきましては、穴沢林道の分で229万6,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。農業経営基盤強化資金利子助成金につきましては、対象者がなかったということで2万2,000円の減額でございます。2節では県単林道事業の補助金で307万円の減額、県単治山整備事業の補助金で58万円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。森林病虫害等防除補助事業補助金につきましては158万5,000円の減額でございます。これは県の事業がなくなったことによるものでございます。自伐林家型地域森林整備事業補助金につきましては9万7,000円の減額で、これは額の確定によるものでございます。

8目土木費県補助金につきましては51万1,000円の減額でございます。木造住宅耐震診断補助金につきましては1万1,000円の減額、その下の木造住宅耐震補強工事の県費補助金につきましても30万円の減額ということで、こちらは申請がなかったことによるものでございます。国県道の樹木伐採事業費補助金につきましては20万円の減額ということで、額の確定によるものでございます。

9目消防費県補助金につきましては28万8,000円の減額でございます。ライフライン保全事業の

補助金で、事業費の確定によるものでございます。

10目教育費県補助金につきましては10万9,000円の減額でございます。放課後子ども教室推進事業補助金で4万7,000円の減額、こちらは額の決定によるものです。次のページをお願いします。全国健康福祉祭りぎふ大会開催事業費補助金につきましては6万2,000円の減額ということで、イベントが中止になったことによるものでございます。

3項2目総務費県委託金につきましては31万5,000円の減額ということで、各種統計、3件の統計調査につきまして、それぞれ精算によります減額でございます。

15款1項1目財産貸付収入につきましては65万8,000円の減額でございます。土地貸付料につきましては26万8,000円の追加で、こちらはクラウドサインマーケットへの令和3年度分の土地の貸付料でございます。建物貸付料につきましては92万6,000円の減額ということで、こちらは味彩の分と（株）東白川に貸し出しています庁舎の事務室部分の減額でございます。

2目利子及び配当金6万9,000円の追加でございます。財政調整基金の利子7万8,000円から次のページの森林環境譲与税の基金利子1,000円までにつきまして、12の基金と株の配当金等を予算計上するものでございます。

2項1目生産物売払収入181万3,000円の追加でございます。村有林生産材の売払収入でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額は1,250万4,000円の追加でございます。2節のふるさと思いやり基金指定寄附金では、11月から1月分の518件の分で1,200万4,000円の追加でございます。3節では、社会福祉施設整備指定寄附金のほうに2名の方から40万円御寄附を頂きました。10節では、中学校指定寄附金5万円、小学校指定寄附金5万円ということで、お一人の方から御寄附を頂いております。

次のページをお願いします。

17款1項1目財政調整基金繰入金、補正額は1億2,000万円の減額でございます。これにつきましては、財調を繰り入れることなく会計が動いてきたということで、非常にありがたいことだと思っております。

14目豊かな森づくり基金繰入金につきましては30万1,000円の追加ということで、こちらは充当する事業の増加による追加でございます。

18目森林環境譲与税基金繰入金につきましては99万5,000円の減額ということで、こちらで充当する事業費の確定によります減額でございます。

18款1項1目繰越金につきましては1億475万9,000円の減額でございます。前年度繰越金を減額して収支のバランスを取るものでございます。

19款2項1目村預金利子につきましては1,000円の追加でございます。

4項4目雑入につきましては798万2,000円の追加でございます。説明欄の一番上でございます。CATV災害保険金につきましては、5月に白川町で火災がありまして、その分の保険金が149万9,000円の追加でございます。19ページ、一番上でございますが、福祉医療費の過年度分戻入金に

つきましては、精算によりまして64万5,000円の追加でございます。説明欄の中段ですけれども、市町村振興協会交付金でサマージャンボの分につきましては250万6,000円、下から4つ目のハロウィンジャンボの分が346万5,000円の追加ということで、こちらは交付決定によります予算化でございます。サマージャンボの下の日照木等用材林代につきましては10万6,000円の減額ということで、事業完了によるものでございます。説明欄の一番下の学生実習受入施設費・指導費につきましては7万3,000円の追加でございます。こちらは県立看護学校からの学生を6年ぶりに受け入れるものということで費用が発生しております。ほかの項目につきましては、決算見込み等によりまして増減して予算に反映させていただいております。

20款1項3目民生債につきましては、補正額が700万円の減額でございます。高齢者等の外出支援事業につきまして、再協議によりまして減額するものでございます。

4目衛生債につきましては20万円の減額ということで、老健の送迎車の更新事業が完了しましたので減額するものでございます。

6目農林水産業債につきましては2,690万円の減額でございます。中山間地域総合整備事業で250万円、農地流動化奨励事業で40万円、県単の農道舗装事業で320万円、次のページをお願いします。県単の林道事業で320万円、県営農道の事業負担金で1,700万円、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。5節の自然災害防止事業につきましては60万円の減額でございます。

7目商工債につきましては1,000万円の追加でございます。CATVの機器管理事業で、FTH設備センターの予備機の購入につきまして充当するものでございます。

8目土木債につきましては290万円の減額でございます。3節の村道中根線の舗装修繕工事につきましては710万円を追加します。4節の防災安全交付金事業につきましては170万円の減額、県道改良事業の負担金につきましては830万円の減額ということで、事業費の確定によるものでございます。

10目教育債につきましては30万円の減額でございます。みつば保育園の水道管修繕工事で20万円の減額、中学校のエアコン修繕工事で10万円の減額、事業完了によるものでございます。

13目臨時財政対策債につきましては1,515万8,000円の減額ということで、こちらに記載の内示によりまして減額するものでございます。

14目減収補填債につきましては280万円の減額で、これは先ほど申し上げましたように、減収がなかったことによりまして皆減でございます。

歳入につきましては以上でございます。

歳出をお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては10万円の減額でございます。説明欄にありますように、三市一村の合同会議が実施されなかったことによりまして負担金10万円の減額でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては756万8,000円の追加でございます。総務一般管理費で766万8,000円の追加でございます。給料では131万2,000円の減額、職員手当等で170万7,000円の減額、共済費のほうで102万円の減額ということで、人件費につきましては決算見込みによる減額で

ございます。次のページをお願いいたします。需用費の電気使用料につきましては30万円の減額で
ございます。積立金で、ふるさと思いやり基金への積立金に1,200万7,000円を予算計上しておりま
す。特定財源としましては、国庫からの委託金につきまして1万3,000円の減額、その他財源とし
まして、ふるさと思いやり基金の寄附金を1,200万6,000円追加する財源補正を行います。

自治会等運営支援事業につきましては10万円の減額ということで、公の施設等の修繕補助金につ
きまして決算見込みによりまして減額するものでございます。

2目文書広報費につきましては10万4,000円の追加でございます。広報広聴活動事業につきまし
ては、印刷製本費につきまして入札によりまして11万2,000円の減額でございます。

情報発信事業では、会計年度任用職員の報酬ということで21万6,000円を追加するものでござい
ます。こちらは新しい地域おこし協力隊2名分の人件費を見るものでございます。

3目財政管理費につきましては85万5,000円の減額でございます。財政管理費一般で、委託料の
統一基準モデルの財務書類作成支援業務委託料につきましては、入札によりまして116万円の減額
でございます。積立金につきましては、財政調整基金への積立金30万円、減債基金への積立金
5,000円を予算化するものでございます。特定財源としましては、基金利子7万9,000円を財源充当
しております。

会計管理費につきましては、需用費で図書追録代を1万円追加するものでございます。

5目財産管理費につきましては59万7,000円の減額でございます。庁用車管理費につきましては、
出張が非常に減ったために燃料費を20万円減額するものでございます。

物件管理費では財源補正で、クラウドサインマーケットへの土地の貸付料26万8,000円を財源充
当するものでございます。

行政情報化推進費につきましては39万7,000円の減額でございます。電子コピーの使用料で15万
円の減額、決算見込みによるものです。LINEのオンラインサービス使用料につきましては24万
7,000円の減額ということで、こちらは内容の精査によるものでございます。

6目企画費につきましては20万円の減額でございます。日本で最も美しい村推進事業で、こちら
も総会が実施されなかったことによりまして負担金20万円の減額でございます。

7目交通安全対策費につきましては10万円の減額でございます。需用費の電気使用料の減額でござ
います。

10目地域情報化事業費につきましては61万3,000円の追加でございます。CATV一般管理費につ
きましては、インターネットの接続利用料で利用者増によりまして41万5,000円の追加でござい
ます。

CATV機器管理運営費につきましては、手数料で公衆無線のSSL証明書更新手数料、こちら
は2年に1回あるもので8万8,000円でございますが、計上を落としておりましたので、今回追加
させていただくものでございます。次のページをお願いいたします。使用料及び賃借料でバックア
ップ回線の使用料11万円につきましても、本来予算化するものを予算化を落としておりましたので、
今回補正させていただくものでございます。年度末の補正になりまして、非常に申し訳ないと思っ

ております。特定財源としましては、過疎債1,000万円と保険金149万9,000円を充当する財源補正を行っております。

13目の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては1,016万5,000円の減額でございます。

【新型コロナ】新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては財源補正で、コロナの交付金132万5,000円を減額する財源補正でございます。

【新型コロナ】感染症拡大防止協力金事業につきましては49万円の追加ということで、第7弾の負担金を追加するものでございます。

【新型コロナ】ふるさと便事業につきましては27万2,000円の減額ということで、事業完了によります減額でございます。需用費で13万5,000円、役務費で13万7,000円の減額でございます。

【新型コロナ】事業所対策補助金交付事業につきましては、決算見込みによりまして845万6,000円の減額でございます。これにつきましては、コロナの交付金75万7,000円を減額する財源補正でございます。

【新型コロナ】避難所等環境改善事業につきましては財源補正で、コロナの交付金118万3,000円を充当する財源補正でございます。

【新型コロナ】村内消費拡大対策事業につきましては72万4,000円の減額ということで、委託料で9万4,000円、補助金で63万円、それぞれ減額するものでございます。あわせまして、コロナの交付金82万5,000円を充当する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

【新型コロナ】おべんとう券事業も事業完了によるものでございます。51万6,000円の補助金の減額でございます。あわせまして、コロナの交付金7万3,000円を充当する財源補正を行います。

【新型コロナ】WEB会議室整備事業につきましては68万7,000円の減額でございます。需用費で5万1,000円の減額、備品購入費でWEB会議室の備品で16万6,000円の減額、パソコン等の機器で47万円の減額ということで、事業完了によるものです。特定財源としましては、コロナの交付金1万6,000円を減額する財源補正を行います。

2項1目税務総務費につきましては2万5,000円の追加でございます。職員共済組合負担金の追加でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては32万2,000円の減額でございます。戸籍・住民基本台帳費につきましては7万4,000円の追加ということで、次のページをお願いします。給料、共済費につきましては追加するものでございます。

戸籍電算化システム運営事業につきましては39万6,000円の減額でございます。補助金につきましてはシステムの委託料のほうですけれども、システム改修のほうが令和4年度に先送りされましたので、その分を減額するものでございます。特定財源としまして、国からの補助金39万6,000円を減額する財源補正を行います。

2目住民情報処理費につきましては222万8,000円の追加でございます。委託料で、こちらの繰越しをかけて事業を行います。マイナンバーカードを使った転入出のワンストップサービスの構築料

でございます。特定財源としまして、222万7,000円は国からの補助金を充当します。

4項1目選挙管理委員会費につきましては9万5,000円の減額でございます。衆議院議員選挙でのポスター掲示板設置工事の減額でございます。

5項1目統計調査費につきましては33万円の減額でございます。学校基本調査費のほうで需用費で5,000円減額。岐阜県輸出統計調査費で需用費2,000円減額。経済センサスは31万7,000円の減額で、報酬、旅費、需用費、役務費につきまして減額するものでございます。工業統計調査費につきましても6,000円の減額ということで、需用費、役務費について減額させていただきます。いずれの調査事業につきましても、事業完了によります減額でございます。また、特定財源につきましても、それぞれの項目につきまして県からの委託金を引き下げる財源補正を行います。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費、補正額は134万3,000円の減額でございます。住民福祉費一般では、職員の期末手当で30万1,000円、勤勉手当で20万5,000円、それぞれ減額でございます。超勤手当につきましては、不足が見込まれるということで14万2,000円の追加をお願いするものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内繰り出しの58万9,000円の減額でございます。特定財源としまして、県からの補助金3万円を追加します。

後期高齢者医療費につきましては、こちらも繰出金のほうで後期高齢者医療特別会計への繰出金につきまして39万円の減額を行うものでございます。あわせまして、県からの負担金29万3,000円を減額する財源補正を行います。

3目保健福祉費につきましては14万4,000円の減額でございます。介護保険特別会計の繰出金につきましては、決算見込みによりまして95万8,000円の減額を行うものでございます。給付費分で1,000円、事務費分で70万6,000円、介護保険料軽減事業分で25万1,000円の減額でございます。あわせまして、国・県の負担金18万9,000円を減額する財源補正を行います。

保健福祉費一般では74万6,000円の追加でございます。給料の一般職員給で7,000円の追加、超勤手当等が見込まれますので22万円の追加、共済費のほうで11万9,000円の追加でございます。積立金につきましては40万円の追加でございます。特定財源としまして、寄附金40万円追加と基金の利子3万1,000円を減額する財源補正を行います。

障がい者福祉一般につきましては6万8,000円の追加でございます。負担金のほうで認定審査会共同設置負担金5万6,000円の追加につきましては、美濃加茂市からの負担金によるものでございます。補助金の身障者福祉協会東白川分会助成金2万円の減額につきましては、現在休会されているため減額するものでございます。精神障害者小規模作業所等交通費助成金につきましては3万2,000円の追加で、対象者1名分でございます。

障がい福祉サービス事業につきましては、国からの負担金91万7,000円を減額する財源補正でございます。

4目老人福祉費につきましては44万3,000円の追加でございます。高齢者等外出支援事業は財源補正で、過疎債を700万円減額する財源補正でございます。

介護予防・地域支え合いでは、委託料で、利用日数の増加に伴いましてデイサービスの運営委託料20万3,000円を追加するものでございます。

地域包括支援センター運営事業につきましては、こちらも利用者の増が見込まれますので、予防給付ケアプランの作成業務委託料、30件分で24万円を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費につきましては84万7,000円の減額でございます。子育て支援総合推進事業では84万2,000円の減額でございます。出産祝い金で59万7,000円の減額、これは額の確定によるものでございます。補助金で、子育て支援事業の補助金で24万5,000円の減額でございます。

子育て支援室運営事業につきましては5,000円の減額ということで、会計年度任用職員の超勤手当が不足が見込まれますので2万円の追加。報償費につきましては、講師等の謝礼で2万5,000円の減額でございます。あわせまして、国・県からの交付金16万4,000円を追加する財源補正を行います。

2目認可保育所費につきましては183万円の減額でございます。みつば保育園運営費のほうで報酬では、会計年度任用職員の報酬で67万7,000円の減額、超勤手当は不足が見込まれますので69万円の追加、職員の共済組合負担金につきましては11万5,000円の追加でございます。需用費では、園舎の燃料費が決算見込みによりまして燃料費が余りそうですので18万円の減額、水道使用料でも15万円の減額でございます。委託料で保育園の給食業務委託料につきましては150万円の減額ということで、これは食数の減による減額でございます。工事請負費で水道管の修繕工事につきましては、事業完了に伴いまして12万8,000円の減額でございます。あわせまして、過疎債20万円を減額し、その他財源としまして、未満児の保育料、28万1,000円の減額、一時保育で30万円の追加、保育士の給食で4万7,000円の追加、輝け東っ子事業の参加費で1万3,000円の減額、教材費等の保護者負担金で1万円を追加する、合計で6万3,000円の財源充當を行います。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては1,392万6,000円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、職員共済組合の負担金では22万円の追加、ASPサービス利用料につきましては19万4,000円の減額ということで、こちらのシステム運用がずれ込んだということで5か月分の費用を減額するものでございます。繰出金につきましては、診療所特別会計の運営費繰出金で1,390万円の追加でございます。内容につきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。特定財源のほうは、国庫補助金で42万3,000円の減額、過疎債が20万円の減額、実習受入れ費のほうで7万3,000円の追加という財源補正を行います。

2目予防費では34万9,000円の減額でございます。がん検診で12万1,000円の減額、会計年度任用職員の報酬でございます。1個飛んで健康増進事業も会計年度任用職員の報酬でございます。27万2,000円の減額でございますが、この2件につきましては、この費用を保健衛生総務費一般のほうで一括して支払っておりますので、こちらのほうを減額するものでございます。

その間の未熟児養育医療事業につきましては、財源補正のほうで県補助金を3万3,000円減額し、県負担金3万3,000円を追加する財源補正でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては4万4,000円の追加でございます。予防接種健康被害給付金ということで、お一人の方が3日以上入院されましたので、それに対して給付金が支払われるものでございます。特定財源としまして、国からの給付金4万3,000円を財源充当します。

5目環境対策費につきましては640万7,000円の減額でございます。環境総務費のほうで簡易水道特別会計の繰出金で625万7,000円の減額でございます。内容は、特別会計のほうで説明させていただきます。

自然保護事業につきましては15万円の減額ということで、景観保全事業の補助金につきまして、当初6団体を予定しましたが、5団体になりましたので、その分を減額するものでございます。

6目廃棄物対策費につきましては59万1,000円の減額でございます。一般廃棄物対策事業では20万円の減額ということで、次のページをお願いいたします。PTAの資源回収補助金で、実績に伴いまして減額するものでございます。特定財源としましては、手数料、諸収入で3万3,000円を財源とします。

産業廃棄物対策事業につきましては12万1,000円の減額でございます。手数料で不法投棄物等の処理手数料で3万6,000円の減額、委託料のほうで産廃収集の運搬委託料で8万5,000円の減額ということで、決算見込みによるものでございます。

生活排水対策事業では27万円の減額でございます。補助金で、合併処理浄化槽への切替奨励補助金の事業費確定によるものでございます。特定財源としまして、国・県の補助金23万3,000円の減額で財源補正を行います。

6款1項1目農業委員会費につきましては1万6,000円の減額でございます。農業委員会活動費で職員の共済組合負担金で2万6,000円の追加、委員等の旅費の費用弁償で3万6,000円の減額、職員の普通旅費では6,000円の減額ということで、決算見込みによるものでございます。

3目農業振興費につきましては77万8,000円の減額でございます。耕作放棄地対策事業では42万9,000円の減額でございます。33ページ、一番上でございますが、補助金で、農地流動化奨励補助金で農家と法人分で29万1,000円の減額、集落営農分で13万8,000円の減額ということで、事業費の確定によりますものでございます。あわせまして、特定財源としまして過疎債40万円を減額する財源補正を行います。

水田農業構造改革推進事業につきましては、県の交付金1,000円を追加する財源補正でございます。

農業振興費各種補助金につきましては2万3,000円の減額ということで、農業経営基盤強化資金利子助成金につきまして、対象者がいなかったということで減額するものでございます。特定財源としまして、県助成金2万2,000円を減額する財源補正を行います。

茶業振興対策事業では32万6,000円の減額でございます。事業系の消耗品で20万円の減額、負担金で可茂茶業振興会の負担金が2万6,000円の減額、補助金で防霜施設整備の補助金で10万円の減額ということで、いずれも決算見込みによるものでございます。

経営所得安定対策推進事業につきましては、県補助金4,000円を減額する財源補正でございます。

6目畜産業費につきましては41万8,000円の減額でございます。中津川市の家畜診療負担金の減額ということで、獣医師の方の1名が独立されたということで、中津川市への負担金を減額するものでございます。

7目農地費につきましては624万5,000円の減額でございます。農地総務費のほうで会計年度任用職員の報酬で58万円の減額、その下の会計年度任用職員の期末手当で19万9,000円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。次のページをお願いします。工事請負費で穴沢農道の修繕工事で546万7,000円の減額、事業費確定によるものでございます。積立金で、農用地等保全対策基金積立金で1,000円を追加するものでございます。特定財源としまして、県補助金229万6,000円の減額、過疎債のほうで2,270万円の減額、基金利子1,000円を追加する財源補正を行います。

2項1目林業総務費につきましては29万4,000円の追加でございます。給料においては一般職員給3万8,000円の追加、それから共済費の職員共済組合負担金4,000円については決算見込みによるものでございます。負担金で白川流域連合負担金5万円の減額は、総会が実施されなかったことによるものでございます。積立金としまして、森林環境譲与税の基金積立金に1,000円、豊かな森づくり基金積立金で30万1,000円を予算計上させていただくものでございます。特定財源としまして、県からの交付金3万7,000円追加、その他財源としまして、基金利子で2,000円と寄附金で30万円を財源充当しております。

2目林業振興費につきましては813万7,000円の減額でございます。一般林業振興費では364万円の減額でございます。負担金で、オリンピック・パラリンピックの提供木材運搬経費負担金につきまして9万1,000円の減額。補助金では、次のページになりますけれども、森林保育事業の補助金で33万5,000円の減額、プレカット施設の整備補助金で67万円の減額、森林組合の機械整備補助金で228万円の減額、山に生きる会の機械購入補助金で26万4,000円の減額ということで、いずれも事業費確定によります減額でございます。特定財源としまして、森林環境譲与税の繰入金を33万5,000円減額する財源補正を行います。

F S C[®]森林認証管理事業につきましては財源補正で、森林環境譲与税の繰入金を1,000円追加する財源補正でございます。

有害鳥獣捕獲事業につきましては3,000円の減額でございます。鳥獣被害対策実施隊の報酬3万円の減額につきましては、隊員が3人減少したことによるものでございます。事業系消耗品では2万7,000円の追加でございます。あわせまして、証明書の手数料1,000円を減額する財源補正を行います。

村有林管理事業につきましては41万1,000円の減額でございます。書籍等購入費で2,000円の減額、決算見込みによるものです。委託料の森林整備委託料38万1,000円の減額につきましては、一部地引き施工したことで減額するものでございます。原材料費につきましては2万8,000円の減額で、決算見込みによるものでございます。あわせまして、特定財源としまして村有林の売払収入181万

3,000円を充当する財源補正を行います。

企業参加型森林整備推進事業につきましては25万9,000円の減額でございます。需用費の事業系消耗品費で15万4,000円の減額、仮設トイレの借上料で5万円の減額、原材料費で5万5,000円の減額ということで、いずれもコロナで事業ができなかったことによるものでございます。あわせて、特定財源としまして森林環境譲与税の繰入金25万9,000円を減額する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

みなとモデル森と水ネットワーク会議事業につきましては、こちらもコロナの関係で会合ができなかったことによりまして15万5,000円の減額でございます。職員の普通旅費で11万9,000円の減額、食糧費のほうで3万6,000円の減額でございます。

枯損木処理緊急整備事業につきましては317万1,000円の減額ということで、こちらは県の事業がなくなったために皆減するものでございます。あわせて、県補助金158万5,000円を減額する財源補正を行います。

100年の森林づくり構想事業につきましては38万2,000円の減額でございます。冊子の印刷製本費で事業費確定によりまして減額でございます。あわせて、特定財源で森林環境譲与税の繰入金38万2,000円減額する財源補正を行います。

自伐林家型地域森林整備事業につきましては、事業費確定によりまして11万6,000円の減額でございます。あわせて、県補助金9万7,000円の減額、森林環境譲与税の繰入金1万9,000円を減額する財源補正を行います。

林業活性化担い手育成事業につきましては財源補正で、ウッドハイムの使用料と共益費21万5,000円を減額する財源補正でございます。

3目林道総務費につきましては744万7,000円の減額でございます。林道総務費のほうで書籍等購入費で1万円の減額につきましては、決算見込みによるものです。委託料で林道新巢線の舗装測量設計委託料で68万5,000円の減額、宮洞谷流路工の測量設計委託料で115万9,000円の減額。工事請負費で林道前山谷線の舗装工事で558万9,000円の減額でございます。こちらは事業費の確定によるものでございます。あわせて、特定財源としまして県補助金365万円の減額、過疎債が320万円の減額、一般単独債が60万円の減額という財源補正を行います。次のページの一番上、すみません、負担金を落としておりました。こちらも決算見込みによりまして、負担金4,000円減額でございます。

7款1項1目商工振興費につきましては4万円の追加でございます。一般職員給の決算見込みによる追加でございます。あわせて、建物賃借料32万4,000円を減額する財源補正を行います。

2目地域づくり推進費につきましては22万8,000円の減額でございます。地域産業活性化対策事業につきましては、ECモールの写真撮影委託料につきましては、事業費の確定によりまして24万2,000円の減額でございます。

観光振興事業につきましては、会計年度任用職員の報酬30万円の追加でございます。パートタイム1名分の費用でございます。報償費のゆるキャラPR活動謝礼14万7,000円とその下の物産展出

展料負担金15万円のそれぞれ減額につきましては、コロナで活動ができなかったことによるものでございます。

フォレストスタイル事業につきましては30万円の減額で、こちらもコロナで出張ができなかったということで旅費10万円の減額、需用費で10万円の減額、次のページへ行きまして、有料道路料金で10万円の減額という内容でございます。

地域おこし協力隊事業につきましては、決算見込みによりまして共済費で28万9,000円の追加でございます。

集落支援員事業につきましても同様で、共済費で2万2,000円の追加でございます。

8款1項1目土木総務費につきましては51万9,000円の減額でございます。土木総務費一般では3万6,000円の追加でございます。給料のほうで12万1,000円の追加、共済費のほうで15万7,000円の追加、各種研修会の参加負担金は、コロナで参加できませんでしたので24万2,000円の減額でございます。

公共施設等自主修繕支援事業につきましては55万5,000円の減額でございます。公共施設等自主修繕支援補助金の決算見込みによります減額でございます。

次のページをお願いします。

地籍調査事業の補助対象外につきましては20万円の減額で、事業費確定によるものでございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては1,334万3,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業で842万4,000円の減額でございます。委託料で国県道の日照木等除去委託料で12万4,000円の減額、その下の負担金で県道改良・舗装・橋梁整備事業の負担金でございますが、830万円の減額で、これは事業費の確定によるものでございます。あわせまして、特定財源としまして県補助金18万3,000円の減額、公共事業債で830万円の減額、過疎債で710万円の追加、その他財源としまして、用木代で10万6,000円を減額する財源補正を行います。

防災安全交付金事業は491万9,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。工事請負費で魚戸線ほかの落石対策工事で351万円の減額、木屋下線の道路改良工事に係る用地等補償費のほうで140万9,000円の減額でございます。あわせまして、国からの交付金459万3,000円の減額と公共事業債170万円減額する財源補正を行います。

3項1目住宅管理費につきましては88万8,000円の減額でございます。次のページをお願いします。委託料で木造住宅の耐震診断事業委託料で4万8,000円の減額、補助金で木造住宅の耐震補強工事補助金84万円の減額で、事業実績がなかったことのため減額するものでございます。特定財源としまして、国・県からの補助金56万3,000円の減額と住宅使用料等で53万7,000円減額の財源補正を行います。

9款1項1目非常備消防費につきましては401万5,000円の減額でございます。消防総務費では57万2,000円の減額ということで、こちらもコロナでいろんな会合等ができなかったということで、旅費で18万円の減額、需用費で20万円の減額、負担金で19万2,000円の減額でございます。

消防訓練費、それから村操法大会費、その次のページの郡操法大会費につきましては、いずれも

コロナで活動や訓練や大会ができなかったことで、その対象経費を減額するものでございます。消防訓練費のほうでは訓練手当213万1,000円の減額、村の操法大会費と郡の操法大会費につきましては、予算を全額減らすものでございます。

2目消防施設費につきましては167万円の追加でございます。消防施設管理費で電気使用料で10万円の減額、工事請負費のほうで消火栓設置工事につきましては91万9,000円の追加で、中谷線の舗装工事に伴いまして消火栓を移設する工事を行うものでございます。備品購入費45万8,000円の減額につきましては、操法用のホースを購入する費用でございます。特定財源としまして、消防車両の処分の保険還付金1万円を財源充当しております。

次のページをお願いします。

防災センター管理費につきましては130万9,000円の追加でございます。現在、エアコンが実は故障しておりますので、これを修繕する費用でございます。

3目災害対策費につきましては155万1,000円の減額でございます。支障木等伐採補償費のほうで事業費の確定によります減額でございます。特定財源としまして、県からの補助金28万8,000円の減額、中電からの分配金57万3,000円を減額する財源補正を行います。

10款1項2目、教育委員会の事務局費につきましては19万2,000円の減額でございます。給料で22万5,000円減額、職員手当等で5万円の追加、会計年度任用職員の分でございます。共済費につきましては18万5,000円減額、食と文化の館給食費負担金につきましては16万8,000円の追加をお願いするものでございます。決算見込みによるものでございます。

2項1目、小学校の学校管理費につきましては41万1,000円の減額でございます。小学校管理費一般では18万円の追加で、こちらは校舎用の燃料費の不足が見込まれますので18万円の追加でございます。特定財源としまして、太陽光の売電収入を6万9,000円減額する財源補正を行います。

小学校施設営繕費につきましては21万1,000円の減額でございます。委託料でP C B廃棄物の濃度調査委託料で3万7,000円の減額。それから、小学校のエアコン取付工事で17万4,000円減額につきましては、事業完了により減額するものでございます。

スクールバス管理費につきましては、決算見込みによりまして、会計年度任用職員の報酬で38万円の減額でございます。

2目教育振興費につきましては105万3,000円の減額でございます。小学校教育振興費一般では89万1,000円の減額でございます。需用費の教材用消耗品5万円につきましては、寄附金を使って予算化するものでございます。バス借上料につきましては、事業費の確定によりまして26万4,000円の減額でございます。補償補填及び賠償金では、修学旅行等のキャンセル料が発生しませんでしたので、67万7,000円の減額でございます。特定財源としまして、寄附金5万円を財源としております。

輝け東っ子事業につきましては、バス借上料16万2,000円の減額でございます。内容変更してバスを使わなかったためによるものでございます。特定財源としまして、その他1,000円を減額する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

こちらは中学校費になります。中学校の学校管理費につきましては8万2,000円の追加でございます。中学校管理費一般では22万9,000円の追加でございます。中学校では校舎用の燃料費の不足が見込まれますので追加するものでございます。そして、中学校の基金積立金1,000円で、利子を積み立てるものでございます。特定財源としまして、基金利子1,000円を追加しております。

中学校施設営繕費につきましては14万7,000円の減額でございます。中学校のエアコン修繕工事の完了によるものでございます。あわせまして、過疎債10万円減額する財源補正を行います。

2目教育振興費につきましては219万4,000円の減額でございます。中学校教育振興費一般では、会計年度任用職員報酬で決算見込みによりまして17万2,000円の減額、それから需用費の消耗品費で、中学校では寄附金を充当させていただきまして、教材用の消耗品5万円の追加。補償補填及び賠償金のほうでは、修学旅行等のキャンセル料が発生しませんでしたので207万2,000円を減額する財源補正でございます。特定財源としまして、寄附金5万円を財源充当するものです。

輝け東っ子事業につきましては、参加費1,000円を減額する財源補正でございます。

4項1目社会教育総務費につきましては89万4,000円の減額でございます。社会教育総務費一般で74万1,000円の減額でございます。こちらの負担金のほうで委員、職員の研修会負担金12万1,000円の減額につきましては、研修がオンラインになったことによりまして減額するものでございます。次のページの一番上ですけど、補助金で歌舞伎保存会の補助金が62万円の減額でございます。こちらの精算によりまして減額するものでございます。

放課後子ども教室推進事業につきましては15万3,000円の減額で、安全管理員の謝礼で、これは開催日数の減少によりまして減額するものでございます。あわせまして、県からの補助金4万7,000円を減額する財源補正を行います。

2目公民館費につきましては18万9,000円の減額でございます。公民館総務費の講師謝礼で15万4,000円の減額、こちらはコロナで教室等を開けなかったことによるものでございます。特定財源としまして、教室参加費4万8,000円の減額と映画の入場料4万7,000円を減額する財源補正を行います。

家庭教育学級事業につきましては、こちらもコロナ等で教室が実施できませんでしたので、講師謝礼3万5,000円の減額でございます。

はなのき会館管理費につきましては財源補正で、使用料21万円を減額する財源補正でございます。

5項1目保健体育総務費につきましては77万8,000円の減額でございます。保健体育総務費一般では77万8,000円の減額ということで、負担金のほうで郡体育協会の負担金で11万3,000円の減額、東海四県のスポーツ推進委員研究大会負担金で18万5,000円の減額。補助金で村の体育協会補助金48万円の減額で、こちらは事業費の確定によるものでございます。

軽スポーツ大会開催費につきましては、県補助金6万2,000円を減額する財源補正でございます。次のページをお願いします。

2目の体育施設管理費につきましては財源補正でございます。総合運動場管理費につきましては、

使用料4万9,000円を減額する財源補正でございます。学校開放施設管理費につきましては、使用料21万3,000円を減額する財源補正でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

それでは、議案第7号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ879万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,213万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページのほうから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額782万9,000円の減額になります。1節の普通交付金は医療費の決算見込みによるもので、800万円の減額になります。その次の2節特別交付金は、こちらのほうも交付額の確定によりまして、説明のほうを御覧いただきますと、保険者努力支援分については12万1,000円、特定健康診査等負担金では5万円、それぞれ追加となりました。

次に、2目国庫負担金減額措置対策費補助金、補正額25万9,000円の追加になります。こちらは交付額の確定による追加でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、基金利子、国保高額医療費の貸付基金利子が、それぞれ1,000円ずつ追加となりました。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額58万9,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）が13万8,000円の減額分と、その下にございます保険者支援分17万7,000円の追加分につきましては、交付額の確定によるものでございます。その次の職員給与等繰入金につきましては37万円、その次の出産育児一時金等繰入金につきましては28万円ということで、こちらは決算見込みによる減額となっております。その下の財政安定化支援事業繰入金につきましては2万2,000円ということで、交付額の確定により追加としております。

次のページをお願いいたします。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額1,000円の減額になります。当初、頭出しで予算計上してございましたけれども、基金の繰入れをすることがないということで減額をしております。

6款1項1目繰越金、補正額63万2,000円の減額になります。前年度の繰越金としまして収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額37万円の減額になります。説明欄のほうを見ていただきまして、期末手当、勤勉手当が決算見込みによります減額をしております。財源につきましては、その他財源で一般会計繰入金の減額を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、補正額600万円の減額になります。療養給付費の決算見込みによります減額で、財源の内訳としましては、県支出金のほうを減額しております。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費、補正額200万円の減額になります。高額療養費の決算見込みによる減額ということで、財源のほうの内訳につきましては、県支出金の減額をしております。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金、補正額42万円の減額になります。出産育児一時金の決算見込みによる減額ということで、その他財源のほうにつきましては、28万円を減額としております。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、県の交付額確定によります財源補正になります。財源の内訳を見ていただきますと、県支出金は5万円追加してございまして、一般財源を減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目国民健康保険基金積立金は、基金利子による財源補正になります。

国民健康保険特別会計は以上になります。

続きまして、次のページをお願いいたします。

議案第8号 令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,200万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきます、7ページのほうから説明させていただきます。

2. 歳入。

3 款 2 項 5 目介護保険事務費補助金、補正額2万8,000円の減額になります。こちらのほうは介護保険システム改修補助金の交付額の確定によります減額になります。

6 款 1 項 4 目事務費繰入金、補正額70万6,000円の減額になります。事務費繰入金につきましては、認定調査員の人件費の決算見込みによるものと、システム改修の補助金の確定により減額となっております。

次に、5目介護保険料軽減事業繰入金につきましては、補正額25万1,000円の減額で、こちらのほうも交付額の確定によります減額でございます。

7 款 1 項 1 目繰越金、補正額25万2,000円の追加で、こちらのほうは収支のバランスを取るものでございます。

10款1項1目利子及び配当金は補正額3,000円の追加になります。基金利子の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費では、システム改修補助金の確定による財源補正になります。財源の内訳のほうで国庫支出金の2万8,000円を減額しまして、一般財源の追加をお願いするものでございます。

3項2目認定調査等費、補正額73万4,000円の減額になります。認定調査員の報酬、職員手当等、旅費、役務費は、いずれも決算見込みによります減額になります。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額4,000円の追加になります。基金利子分を準備基金へ積み立てるものでございます。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,132万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,345万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただき、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費。

2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、事業名が東白川簡易水道建設事業費（単独事業）、金額が59万3,000円。こちらは岐阜県が施工中の中之谷の砂防工事に伴う水道管の移転補償工事費で、工事工程の変更によるものです。

続きまして、6ページ、7ページの事項別明細書の説明を省略させていただき、8ページからお願いします。

歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額625万7,000円の減。説明欄を御覧ください。一般会計からの繰入金、運営費分となっております。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。説明欄を御覧ください。水道基金の利子になります。

5款1項1目分担金、補正額41万9,000円の増。説明欄を御覧ください。1名分の加入者分担金となります。

9款1項1目雑入、補正額1,549万1,000円の減。説明欄を御覧ください。水道管の移転補償費で、一般農道の工事の精算によるものです。

9ページへ行きまして、歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額で44万5,000円の増。説明欄を御覧ください。一般管理費の職員共済組合の負担金が2万6,000円と、積立金で東白川村簡易水道基金の積立金、1件分の先ほど説明しました新規加入の負担金41万9,000円となっております。

2款1項1目東白川村簡易水道建設事業費、補正額で2,177万3,000円の減。説明欄を御覧ください。単独事業部門で工事請負費、県営基幹農道整備事業に伴う水道管の布設替工事、基幹農道の工事の精算によるもので減額しております。

続きまして、議案第10号 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,454万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額7万4,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金となります。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。説明欄を御覧ください。集合型合併浄化槽の基金利子となります。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額2万7,000円の増。説明欄を御覧ください。一般管理費の職員共済組合の負担金で2万7,000円となっております。

2款1項1目施設維持管理費、補正額10万円の減。説明欄を御覧ください。施設維持管理費で、汚泥引抜料の精算による減額で10万円の減となっております。以上です。

○議長（樋口春市君）

国保診療所事務長 安江輝彦君。

○診療所事務長（安江輝彦君）

それでは、議案第11号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和3年

度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,401万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、それから5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入からお願いいたします。

歳入。

1款1項3目外来収益、補正額1,058万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。外来収益、現年度分ですが、コロナ禍等による患者数の減により減収の見込みとなるためでございます。

次に、4目保健予防活動収益、補正額759万9,000円の増額。説明欄を御覧ください。コロナワクチン接種受託料の確定によるものでございます。

次に、1款2項1目老健収益、補正額410万円の減額。現年度分につきましては、こちらもコロナ禍等による利用者等の減により減収の見込みとなるためでございます。

次に、4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。基金利子です。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,390万円の増額。一般会計運営費繰入金、運営費分でございますが、財源が不足するための増額補正でございます。理由としましては、先ほど説明いたしました外来収益と介護収益の減収見込み分と、それからこの後御説明します繰越金の確定見込みにより減額となったためでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額676万4,000円の減額。前年度繰越金でございますが、繰越金の確定見込みによる補正です。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額25万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を古田茂樹様と今井光様から頂いたものでございます。

9ページを御覧ください。

歳出。

1款1項総務費、1目一般管理費、補正額70万円の増額。説明欄を見ていただきますと、需用費の光熱水費ですが、電気使用料で高圧契約の値上げに伴いまして不足分が出てきますので増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項医業費、1目一般管理費、補正額96万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。人件費の補正で、給料15万4,000円の増額。職員手当等で50万3,000円の減額、内訳は、期末手当16万2,000円の減額、勤勉手当22万9,000円の減額、退職手当組合負担金で11万2,000円の減額。共済費で61万4,000円の減額、内訳は、職員共済組合負担金で52万7,000円の減額、それから臨時職員等の社会保険料で8万7,000円の減額。

次に、2目医療管理費、こちらは財源補正です。その他特定財源で759万9,000円の増額、そして歳入で補正いたします保健予防活動収益のコロナワクチン接種受託料をここに計上するものです。

次に、3目介護管理費、補正額31万3,000円の増額。給食業務委託料ですが、食数の当初見積りが若干不足しておりましたので増額をお願いするものでございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額25万円の増額です。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附を医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第12号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,160万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページのほうから説明させていただきます。

2. 歳入。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額39万1,000円の減額になります。保険基盤安定分の額の確定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額39万1,000円の減額になります。広域連合の負担金の確定によります減額となります。その他財源としましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

後期高齢者医療特別会計については以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

一般会計の34ページの農業費ですが、穴沢農道の修繕工事が540万円ほど減額ですけれども、これは事業の縮小か、あるいは繰越しなのか、ちょっともう一度説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

もともとの事業採択のときに少し余分に想定をしているということも一つあるんですが、事業の完了で精算による減額ということで、繰越しはありません。入札差金等で減額ということです。

穴沢農道分はそれで終わりですが、その続きのほうを引き続き未舗装の部分は村単で行う、その分は繰越しということで上げさせていただいております。

○議長（樋口春市君）

1番、よろしいですか。

○1番（安江真治君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の30ページになりますけど、認可保育所費のところで燃料費、18万円余ってきていますということとか、マイナスなんですけど、後ろのほうで小学校、中学校なんかは18万、20万の、灯油等の高騰もあって増えているんですけど、なぜ保育園だけこんな余ってくるような形になったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

保育園の灯油代の減額については、基本は石油ストーブということで、子供たちにちょっと危険かなということでエアコンだけで対応させていただきました。部屋自体も小さいのでエアコンで十分対応できるというようなことになっておりますし、小・中学校は、今度灯油代が上がっておるんですけども、今年は非常に寒くて、先生方も苦慮して感染対策をやっていただいて、開け閉め開け閉めしている間にまた寒くなるので、石油ストーブと、それからエアコンを併用して使わせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

○5番（今井美道君）

はい、結構です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

31ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のところで健康被害給付金というのが4万4,000円出ているんですけども、この財源を見ると国・県からなんですけれども、この方というのはどういう基準でかかれたか。どういう基準でこの給付金を受けられたかということと、この方は健康保険なのか、組合なのか、共済なのか分かりませんが、保険自体は自分の保険で使われたのか、その確認をお願いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

まず基準なんですけど、診療所にかかれたわけですけども、診療所のほうからコロナの因果関係が取れまして、それを県を通じて国のほうに出しまして、向こうで認定委員会みたいなものが開かれまして、そこで採択をされますと、今回のようにお金が入ってくるといったような流れでございます。

保険につきましては、御自身でちょっと使われたということだと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ということは、国のその委員会にかけられたということなんですけど、その状態の医師判断によって給付金は違ってくるという解釈でよろしいですか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

おっしゃるとおりでございます。例えばお亡くなりになられたというような場合も想定されますので、そういった場合の金額は、もちろん高い金額になります。それは決まっておりますので、その度合いによって金額が違うということでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

4番、よろしいですか。

○4番（今井美和君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の歳入の12ページの最下段になりますけれども、ウッドハイム神付の住宅使用料が退室によってということなんですけど、年間の決算でこれだけ出てくるということは、空き部屋になっている状態が結構長く続いているということですか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

ウッドハイム神付につきましては、9月途中に退去されましたので、7か月分と日割りの計算でこれだけ歳入がないという状況になります。以上です。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そこで、そのまま空き部屋が続いているということによろしいんですか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の25ページの新型コロナのおべんとう券の事業で51万6,000円のマイナスになっておりますが、これは事業費確定というお話をさっき聞きましたけれども、何%の方がこの商品券というか、おべんとう券を使われなかったかという調査というのは、数が出ておれば教えてください。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

コロナ対策費を使ったおべんとう券事業の使われなかったことの減額というんですけど、使われなかったことというよりも使った分の使用率は90.6%です。それが出来高で、補助金額498万4,000

円ということなので、その残りの分という形で減額が、引いた分のパーセントという感じになっております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

せっかくおべんとう券を配布されて、10%ぐらいの方が使われていないということなんですけれども、次も多分こういう事業をやられると思うんですが、この使われない理由というのか、使わなかった理由というのを調査するという事はしていますか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

その辺、リサーチを取ったほうがいいと思っておりますが、現在、ちょっとそこまでの仕事、作業はできておりませんが、何らかの手段で確認ができたらしめておきたいというふうには思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

せっかくのこういう補助金というか、皆さんに与えている事業なので、皆さんに多く使っていただけるような呼びかけのほうを今後ともよろしく願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

同じく一般会計歳入ですが、19ページ、雑入のところにあります、宝くじの関係が雑入に大きな金額があるんですが、これは呼応する歳出のほうへ向かっているのか、そうじゃないのかをお教えいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

この費用につきましては、特別財源というような扱いをせずに一般財源化しておるような状況でございます。よろしいでしょうか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今まで宝くじの助成金というのは結構シールなんかを貼られている物品があったりして、ああいう場合とこういう場合の違いというのは何かあるんですか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

こちらのほうはシールを貼るのは、こちらから申請して、こういう事業に使いますというふうで申請するもので、シールを貼って、宝くじの補助金を有効に活用しましたということですから、こちらのほうは補助金じゃなくて交付金で、その余ったというか、宝くじですので支払った分の残りの分を分けて頂くという交付金でございますので、使途が全然違いますので御理解いただきたいなと思います。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第12号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第12号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時10分間の休憩とします。2時35分から会議を再開いたします。

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第16、議案第13号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第13号 財産の取得について。下記の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

1. 取得する財産、(1)土地、所在地につきましては、東白川村神土4778番地1ほか9筆でございます。地積につきましては、8万8,580平米でございます。2. 取得金額、802万4,944円。3. 取得目的、こもれびの里再開発用地として取得。

別冊の説明資料を御覧いただきたいと思えます。

取得用地の一覧表が載っております。面積もこちらに載せさせていただいております。合計で10筆でございます。

取得場所と取得方法につきましては、議会の全員協議会のほうで御説明申し上げておるところでございます。

この用地に関しまして取得の議決をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全協の折にも一応は説明いただいておりますが、本議会ですので、これだけの取得の部分は、貸出しの中で何らかの形で支出した分を回収できるような見込みはありますよというような話も伺ったような気がしますけど、今のざっとした見込みでいいですので、どれくらいで回収できそうな見込みになっているかだけお答え願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

令和4年4月から契約を締結する予定にしておりますけれども、年額120万円、今、細かい数字はちょっと記憶しておりませんが、120万余でございますので、6年から7年で回収をしまして、その後も継続して、まずは10年契約を結ぶ予定にしておりますので、10年間でまず全額は回収をする予定でございます。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい、結構です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第17、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年3月9日提出、東白川村長。

記、氏名、今井初美。生年月日、昭和33年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇〇番地〇。
提案理由の説明を申し上げます。

今井初美さんは、令和元年7月1日に人権擁護委員に就任をいただき、1期3年をもって任期満了となるところでございます。今回は2期目、再任推薦をお願いするものでございます。今井初美さんは、人格・見識ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく、御提案を申し上げます。御審議の上、お認めをいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号から同意第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第18、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてから日程第22、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてまでの5件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3

条第3項の規定により議会の同意を求める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

氏名、古田紀代子。生年月日、昭和17年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地の〇。

続いて、同意第2号からは本文を省略して、記のお名前の部分だけ説明をしてみたい。

同意第2号、氏名、島倉誠。生年月日、昭和29年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地〇。

同意第3号、氏名、神戸景典。生年月日、昭和17年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第4号、氏名、古田茂樹。生年月日、昭和27年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇番地。

同意第5号、氏名、荻田喜美子。生年月日、昭和36年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇番地〇。

提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号の古田紀代子様、同意第2号の島倉誠様の2名の方は、診療所運営委員として再任をお願いするものでございます。病院時代から引き続き委員としてお願いしております古田紀代子様は7期目、令和2年度から委員をお願いしております島倉誠様は、2期目となります。お二人とも民生部門の医療・福祉等の分野において見識も高く、診療所運営委員として適任と考えます。

次に、同意第3号は、2期お務めいただいた木村成人様の後任として新たに委員をお願いいたします。神土平にお住まいの神戸景典様でございます。

同意第4号は、6期お務めいただいた今井保都様の後任として新たに委員をお願いいたします。五加久須見にお住まいの古田茂樹様でございます。

次に、同意第5号は、6期お務めいただいた安江登美子様の後任として越原曲坂にお住まいの荻田喜美子様でございます。

以上、三方とも人格的に申し分なく、医療・福祉分野、介護分野について経験や見識も高く、貴重な御意見がいただける適任者であると存じます。地域的なバランスや年代層のバランス、あるいは男女のバランス等も考慮した上での人選であります。

皆様には就任の承諾も既にいただいておりますので、選任につき御同意賜りますようお願いいたします。

以上で説明といたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第23、同意第6号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、神戸誠君の退席を求めます。

[教育長 神戸誠君 退場]

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第6号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

氏名、神戸誠。生年月日、昭和30年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。任期、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年間。

提案理由の説明を申し上げます。

神戸教育長の任期が令和4年3月31日までとなっておりますので、再任をお願いするものであります。

神戸教育長は、平成31年4月より東白川村教育長として1期3年間お務めをいただきました。その間、学校教育関係の管理運営への指導、はなのき会館の大規模改修事業など、施設の長寿命化などに御尽力をいただきました。

令和3年度については、ポストコロナ時代における新たな生活様式を取り入れた教育活動を推進していただき、コロナ禍前のような行事、イベントが実施できるようになってまいりました。

村が現在研究中であります義務教育学校についても、設置に向けた検討をお願いしたいと考えております。

御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第6号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。お座りください。したがって、同意第6号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

ここで神戸誠君の入室を求めます。

[教育長 神戸誠君 入場]

神戸誠君の東白川村教育委員会の教育長の任命につき議会在が同意したことを報告します。

ここで神戸誠君に挨拶をいただきます。

○教育長（神戸 誠君）

失礼します。

3年間やらせていただきましたけれども、まだ十分できておらんと思います。まだ義務教育学校等の移行についてやり残しておるなあという気持ちがありましたので、また3年間、一生懸命やらせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（樋口春市君）

神戸誠君、自席にお戻りください。

ここで暫時休憩とします。55分から会議を再開します。

午後2時52分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第25号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第24、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第39、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

資料は、令和4年度予算村長説明のほうを御覧いただきたいと思います。

本日、令和4年東白川村議会第1回定例会に令和4年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

第1章につきましては、国の予算編成動向でございますので、説明を省略させていただきます。

2ページをお開きください。

第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、「第五次総合計画」の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」、この実現に向けた予算編成に取り組み、重点項目は次のとおりとしました。

①第六次総合計画の策定。②財政規律の維持。③コロナウイルス感染防止対策の徹底的な実施とコロナと共生する社会活動、経済活動の実現。④働き方改革の推進。⑤システム等の事業費の第三者チェックを行う体制の整備。⑥消防団員の処遇改善と適正装備計画の策定。⑦集落支援員制度を活用した自治会活動と営農の支援。⑧移住・定住促進事業の促進、NPOの活動助成。⑨テレワーク事業の事業化。⑩こもれびの里再開発事業の支援。⑪自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）体制の整備。⑫茶産地構造改革事業の推進。⑬第三セクターの経営支援。⑭社会福祉協議会の改革。⑮保・小・中の連携強化、将来計画の検討（継続事業）。⑯子育て支援の改革。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和4年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係9件、合計16件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ1億200万円増の25億9,300万円となり、前年度対比は4.1%の増額となりました。増加要因は、人件費の増額や、情報セキュリティ強化対策（第2次）、庁内パソコン購入などによるものです。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億410万円、介護保険特別会計3億540万円、簡易水道特別会計2億8,830万円、下水道特別会計2,720万円、国保診療所特別会計2億6,060万円、後期高齢者医療特別会計5,500万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ1,670万円増の12億4,060万円（前年度比1.4%増）であります。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ1億1,870万円増の38億3,360万円（前年度比3.2%増）であります。

第4章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち村税は、景気の動向で左右されますが、令和3年度の実績を考慮し、前年度より4.3%増の2億231万円を計上しております。

地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれることから、前年度より2.6%減の3,800万円を計上しております。なお、社会保障財源分は用途が限定されていますので、社会保障関係費に財源充当しております。

普通交付税は、令和2年度の国勢調査人口等の減少による影響もありますが、人口減少等特別対策や地域デジタル社会推進費の増額などを見込み、前年度より8.8%増の12億円を計上いたしました。

特別交付税は、算定基準に基づき、前年度より1.2%減の1億7,000万円としています。

使用料及び手数料は、インターネット利用料の増額などを見込み、前年度より4.5%増の6,586万円の計上となりました。

国庫支出金は、道路メンテナンス補助金、防災安全交付金の減額などにより、前年度より15.2%減の1億407万円を計上しました。

県支出金は、県単林道事業補助金などの増額により、23.9%増の1億8,639万円を計上しました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では福祉医療費、農地流動化奨励金、高校生通学等支援事業などの財源として3,730万円を計上し、ハード事業では県営農道事業負担金、県営中山間地域総合整備事業、防災安全交付金事業などの財源として1億980万円を計上し、臨時財政対策債5,000万円を加えた地方債の総額は、前年度より21.9%減の1億9,710万円となっております。

繰入金では、今後の財政健全化を視野に入れて、財源不足に対応するための財政調整基金の繰入れは1億円としました。また、社会福祉施設整備基金の減少などにより、繰入金の総額は前年度より8.5%減の1億6,695万円となりました。

繰越金は、令和3年度決算見込みから、前年度より36.4%増の1億4,756万円を計上いたしました。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 農業振興策。

茶業振興では、茶産地構造改革計画に基づき昨年度から工場完全一本化での稼働を開始しました。今後は、みのりの郷東白川村株式会社を中心とした茶業振興について、引き続き協議を続けていきます。

その他の農産物や特産品についても、流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図ってまいります。

農地の保全対策では、ソフト面で集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

2. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第5期対策の3年目となります。有利な措置がある集落戦略の作成の推進や、継続事業の4年目となる多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

3. 林業振興策。

林業振興では、昨年、森林づくりフォーラムを開催しましたが、今後は林業者や関係機関と話し合いを通じ、構想に基づきながら多様な森林づくりについて進めていきます。

また、中小規模森林所有者が自ら行う森林整備に対して補助する自伐林家型地域森林整備事業を引き続き実施します。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、有害鳥獣捕獲報奨金については、ここ数年の捕獲頭数並みに予算を計上し、対策の充実に努めてまいります。

森林環境譲与税は、森林整備や林道整備、森林所有者意向調査などに有効に活用してまいります。

4. 林業活性化担い手育成事業。

全国から木材関連産業の就職希望者を募り、村内の事業所への就業を促進するとともに、受入れ事業所が実施する担い手の育成を目的とした技術習得のための研修などについて支援を行います。

5. 商工業振興策。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により村内商工事業者の経営は厳しい状況にあり、この分野に対する支援として、今までの商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、プレミアム商品券発行事業補助や商工業設備資金利子補給等の継続した事業支援を行います。

つちのこメンバーズカード事業では、年々利用者は増加しており、商工業の活性化につながっています。引き続き、村内消費拡大を図ることとします。

村内産品販売促進事業のふるさと納税につきましては、寄附金額が伸び悩んでいますので返礼品の一層の充実を図るとともに、納税サイトの追加等のでこ入れを行い、寄附者の増加に向けて鋭意努力してまいります。

ECモール（つちのこマルシェ）については、今後もインターネットショッピングの購買傾向は伸びることが予測され、昨年より始めたポイント付与は、継続購入する消費者にとって魅力となる特産品を取り扱う主力サイトであるため、必要な事業として引き続き対応してまいります。

同じく、フォレストスタイル事業の管理運営についても継続してまいります。

6. 地域活性化策。

地域おこし協力隊員は、毎年数名を募集しながら、活性化の要のポジションで活躍していただき、全員ではありませんが、何名かの地域おこし協力隊員が、この村に定住し、地域活性化のために努めていただいております。

村の取り組む事業「移住・定住」については高い成果につなげております。第三セクターの「みのりの郷東白川村株式会社」「株式会社ふるさと企画」においても担い手としての活躍は成果につながっていますので、引き続き定住しながら地域活性化に尽力いただけることを期待します。

CATVにおいても、令和4年度から新メンバーの地域おこし協力隊員により体制を新たに進めてまいります。

退任した1名は、村に定住して地元産品に関わる起業にチャレンジをしてくれます。村としては、引き続き支援しながら成長を期待したいところであります。

東白川村つながるナビ事業は、「NPO法人つちのこ村」の事業として、東白川村移住・定住活動を積極的に展開します。

同じように準備を進めてきましたテレワーク事業につきましては、村民へのアンケート調査を実施し、また増える移住者に対してもこの村での雇用機会の一つと捉えていただき、新しい働く環境を意識した地域づくりに努めてまいります。

空き家の利活用や、テレワーク・サテライトオフィスといった移住・定住施策は、全国どの自治体でも取り組まれている政策です。昨年までの東白川村の定住実績は、子育て世代の定住者が増えていますので、競争激化する状況の中、東白川村では、豊かな自然の中で、働きやすい環境と充実した生活を求めてコロナ共存社会での移住先ベストワンとなるべく努力を続けます。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、柏本排水路、西洞用水路、大沢用水路の修繕事業、親田・神付の防火水槽整備事業を実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業用施設整備工事では、神付農道の路面修繕を行い、基金活用農用地修繕工事は、要望のあった圃場の基盤修繕を行います。

県単林道事業では、前山谷線舗装工事、林道新巣線舗装工事を実施します。また県単治山事業として、西洞集落地内の宮洞谷流路工整備工事を実施します。

2. 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落及び西洞集落の避難所対策に必要な砂防事業を推進し、中之谷通常砂防工事、曲坂通常砂防工事を行い、レッドゾーンの解消に努めます。

平集落上小林地区の急傾斜地崩壊対策事業については、中学校の体育館裏からランチルームまでの間を県営事業により引き続き実施します。

3. 枯損木処理緊急整備事業等。

枯損木処理緊急整備事業、国県道及び村道日照木等支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備、防災士資格取得補助を引き続き行います。また、令和3年度に引き続き、ライフライン保全対策事業を実施し、久須見地区の電線の支障木を除去し、停電の発生を抑制します。

5. 防災安全交付金事業。

村道92路線の路面性状調査を行い、令和5年度から計画的に舗装修繕を実施します。

その他、越原・付知線と栃山クラブを結ぶ木屋下線道路改良工事、上親田線落石対策の調査・設計を行います。

6. 道路メンテナンス補助事業。

橋梁点検では、村道に架かる10橋の点検業務を行い、補修工事は、柏本地内で2か所を実施します。

7. 環境対策。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収・処分を行います。

単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを推進するため、合併浄化槽設置補助を引き続き行います。自然環境保全活動を積極的に行う自治会に対し、必要な支援を行います。また、自然地域内での不法投棄の監視及び防止に努めます。

8. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大口、西洞、大沢、曲坂及び日向集落の地籍調査事業を引き続き実施します。

9. 移住・定住推進事業。

助成事業では、引き続き高校生の通学に係る各種補助のほか、奨学金を受けて大学・短大等を卒業後、I・Uターンなどで村へ移り住まれる（定住する）方が返済している奨学金の一部を補助する支援事業を実施します。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所、役場、金融機関や介護予防教室等への参加などの送迎や、村外への透析通院、中核病院や歯科医院などを対象にした通院に対し、無料送迎サービスを継続し、さらなる充実を図ります。

また、高齢者等の皆様の外出意欲の増進、利用者負担無料化継続による経済的負担の軽減を目的に、予約による個別送迎を実施することで多様化する要望にも対応してまいります。

また、令和4年度には、わかあゆ3号車の更新を行うとともに、現在配置されている3台の車両について更新整備を完了させ、引き続き安心・安全なサービスの提供に努めます。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐため、ワクチンの接種費用については、昨年から1歳児から満18歳までに対象年齢を拡大しており、令和4年度も全額補助を継続し、実施いたします。生活保護世帯等の全額補助と高齢者の一部補助についても継続して実施いたします。

定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、1回の補助を引き続き行います。ピロリ菌検査は、中学2年生全員を対象に全額補助で行います。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、診療所と連携し、一般の方を対象に3回目の追加接種を引き続き行うとともに、国の方針に従い、5歳から11歳までの小児についても希望者に対

し実施していきます。

また、がん検診では、各種助成に加え、引き続き移動検診車による胃カメラ検診を健康まつりで実施します。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と、在宅での要介護者や重度心身障害者、生後1年未満の乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施します。

4. 高齢者等に対する支援事業。

神土地区のふれあいサロンは、コミュニティー拠点としての利用拡大を図りつつ、五加地区の交流サロンほほえみとともに、地域ボランティアを中心として高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

越原地区の交流サロンにつきましては、地元の皆様の御意見を踏まえ、令和3年度に越原センターを改修し、地域での利用が増えるような施設に整備いたしました。

また、65歳以上の高齢者が購入するペダル踏み間違い時加速制御装置や衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置付の自動車購入に対する補助事業については、現在こうした装備が標準装備となっており、補助金としては一定の役目を終えたとして、令和4年度上半期で終了する予定であります。

なお、後づけの急加速抑制装置に対する補助金、運転免許自主返納に対する補助金につきましては、引き続き交付いたします。

地域福祉計画は、令和5年度が最終年度となります。第4期計画（令和6年から令和10年）を策定する準備として、令和4年度中にアンケート調査を実施します。

5. 子育て支援と保育活動の質の向上。

子育て家庭に寄り添う支援を基本とし、乳児から高校生まで充実した体制にて対応します。子育てママさんが参加しやすい行事、教室を開催し、ママさん同士が交流できるよう全面的に支援します。高校生への医療費無償化や通学費用補助金も、引き続き補助を行います。

みつば保育園の運営については、令和3年度から実施しております事務事業点検評価の結果を参考に保育の資質向上に努め、円滑な園運営に当たります。園児が明るく元気で生活できるよう、様々な行事を工夫し、保育を行います。

6. 自治会活動の支援。

現在検討を続けている集落支援員制度を活用した自治会活動・営農支援について、早期の事業開始となるよう関係機関等と協議を行います。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

小学校4年生以上と中学生全員にタブレット端末を1人について1台を配置し、最適な教材ソフトの導入により、ICT環境の整備と充実を図り、先進的なICT教育に努め、村の特色として村内外へ発信してまいります。

少人数支援対策では、小学校の修学旅行バス借上料及び中学校の村外研修活動などのバス借上料

について、全額支援を引き続き行います。また、輝け東っ子事業の大相撲観戦や緑の少年団活動など体験学習を多く取り入れるなど、小規模校・少人数学級だからこそできる支援を行います。

小・中学校の将来については、小中一貫教育を基本とし、一つの学びやで活気のある学校運営ができる義務教育学校について検討してまいります。

2. 公民館事業及び保健体育事業。

公民館、体育活動については、基本的な感染防止対策を万全にし、できることを最大限効率よく実施します。

公民館講座、スポーツ事業については、趣向を凝らした行事、教室を開催し、知識や技術を高め、仲間づくりの機会を増やし、経験や知識を積むことで地域や絆づくりの担い手を育成します。

第5 ゼロ予算事業

令和4年度は、予算措置前の検討段階に位置づける「ゼロ予算事業」を下記のとおり掲げ、情報収集、村民の意見集約、検討会議を重ね、具体策のまとまったものから予算化を行い、事業へ展開してまいります。

1. 人生100年時代を見据えて、心身ともに健康な状態で後期高齢を迎えられるよう、例えばスポーツジムの整備などの健康維持の仕組みづくりに取り組みます。令和4年度は村民ニーズを調査し、必要と判断された場合は、実現に向けた計画策定に着手します。

2. 働く世代の割合が増え、介護に対する意識の変化も感じるようになりました。在宅介護支援、施設介護等に関して、再度現状に合ったサービスが提供できるよう基本的な取組について検討を行います。

3. 昨年に引き続き、東白川村の現状に即した新しい学校教育のあるべき姿について、村民の皆様との対話を重ねてまいります。

4. 保育園、子育て支援について、家庭の果たすべき役割と行政の果たすべき役割を再度明確にし、乳幼児や園児が安心して過ごせる環境づくりと、子育て世代の皆様への支援をより充実させてまいります。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

令和4年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の5年目であり、保険料率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めてまいります。加入者は549人（前年度573人）、保険税は5,811万円（前年比8.8%増）を計上しました。

県に支払う保険税に相当する事業費納付金は、県全体の保険給付費が上がったことなどにより、前年度より約607万円増の7,592万円で予算計上しました。村の保険税は、令和2年度から段階的に保険税を引き上げることにより、不足する期間は法定外繰入れを行うことで収支のバランスを取ることを想定していましたが、県全体の保険給付費は微増にとどまり、県への納付金も村の保険税の引上げ額と法定内繰入れで運用ができる見込みとなりました。

ただし、本村の1人当たりの医療費は減少傾向にあるものの、他の市町村よりは高いので、納付

金に対する保険税の引上げについては、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるようしっかり広報してまいります。

国保会計の全体予算では、前年度より2.3%増の3億410万円の予算編成になりました。また、特定健診をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税と併せて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者981人（前年度982人）を想定し、予算編成をいたしました。予算額は、前年度と比べ1.2%減の3億540万円を計上しました。居宅介護サービス受給者の減少などの見込みに連動して介護給付費の減少を見込み、全体で380万円の減となっています。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目となりますが、引き続き介護予防事業を重視し、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの充実を図り、生きがい・健康づくりの促進に努めます。また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は950件（前年度959件）で、給水普及率98%となっています。

令和4年度は、曲坂水源系施設の機器更新事業が7年目となり、西洞・久須見地内の配水施設などの設備の更新を行います。県営土木事業などで支障となる施設については、財源を確保し必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門の外部委託においては、長期継続契約による複数年契約を続け、安全で清浄な水道水の供給を行います。水道管の漏水が多発しております管路施設の長寿命化については、簡易水道会計の中長期的な財政状況を見ながら検討を進めてまいります。

簡易水道特別会計が令和5年度から公営企業会計へ移行するための準備を引き続き行います。

予算額は2億8,830万円で、一般管理費の増により前年度に対し、1.6%の増となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区16戸、平西地区33戸、平東地区23戸、平中地区19戸、合計91戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。引き続き、安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

予算額は2,720万円で、一般管理費の増により前年度に対し、10.1%の増となっております。

第5 国保診療所特別会計

令和元年11月に新築移転を行った診療所、老健施設は、4年目を迎えることとなります。一昨年度に続き令和3年度は、コロナ禍の影響を少なからず受け、患者や利用者が若干減少しました。4年目となる本年は、より一層地域の医療機関として、村民のかかりつけ医としての責任と期待への認識を新たにするとともに、職員は働き方改革を念頭に経営感覚を養い、経営改善に努めながら、村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

予算額は2億6,060万円で、一般管理費等の増により前年度に対し、1.3%の増となっております。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の被保険者は565人（前年度580人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防事業と連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は5,500万円で、前年度と比べ6.2%増となっています。

第7章 むすび

以上のとおり、令和4年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延とワクチン接種の対応に終始した一年でした。この時点でも終息への道筋が立っておらず、令和4年度も引き続き終わりの見えない闘いが続くものと予想されます。

第5次総合計画によるはなのき会館の大規模改修、診療所の移転、CATV施設の更新などの投資型の事業も一段落し、令和4年度からは第6次総合計画を策定し、豊かな暮らしが実感できる生活環境の整備に取り組むステージに入っております。

今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように職員とともに知恵と汗を出して努力してまいりますので、村民の皆様、そして議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和4年度予算の説明といたします。令和4年3月9日、東白川村長。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月10日の本会議は午前9時30分から開催しますのでお願いをいたします。

本日はこれで延会します。

午後3時27分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員